



政府統計

健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

平成 28 年 10 月

まえがき

この報告書は、平成28年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）の被保険者を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成29年10月

厚生労働省保険局調査課長

山内 孝一郎

統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） 279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口(e-Stat) (URL <http://www.e-stat.go.jp>)にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組合管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成28年10月1日現在の被保険者並びに平成28年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、被保険者は健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成28年9月30日現在の被保険者並びに平成27年10月から平成28年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成28年9月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成28年10月1日現在の被保険者並びに平成27年10月から平成28年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険にあっては平成28年10月1日現在、協会（一般）及び協会（法第3条第2項被保険者）にあっては平成28年9月30日現在、異動者は、組合健保にあっては平成28年10月中、協会（一般）及び船員保険にあっては平成27年10月から平成28年9月までの間とした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。

また、75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成28年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職		人		
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数						
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月	被保険者等の区分		
	資格取得時期	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降			標準報酬月額			千円	標準賞与額	千円	
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()		基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当					
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳									
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者									
被 扶 養 者	性別	生 年 月				続 柄		扶養開始時期		介護保険	
	1	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	2	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	3	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	4	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	5	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	6	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	7	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	
	8	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 27年9月以前 2. 27年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	

被保険者証	記号		番号	
-------	----	--	----	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）22,119,954人、組合健保162,570人、法第3条第2項被保険者12,808人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）8,721,218人、組合健保13,282人）について集計を行った。

なお、平成28年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	22,119,954	22,119,954	1.0
組合健保	16,076,404	162,570	100.1
法第3条第2項被保険者	12,808	12,808	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね55歳未満までの割合が高く、さらに55歳未満における組合健保の年齢構成は協会（一般）よりも高くなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は55～69歳の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の19.8%に対して協会（一般）22.6%、組合健保24.8%とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の25.4%に対して協会（一般）29.8%、組合健保31.7%とともに高くなっている。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の38.7%に対して協会（一般）40.7%、組合健保40.3%とともに高くなっているが、65～74歳では、75歳未満総人口の16.1%に対して協会（一般）6.8%、組合健保3.2%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満及び20～39歳ではそれぞれ13.2%、23.1%と、ともに75歳未満総人口に比べて低くなっているが、40～64歳及び65～74歳ではそれぞれ43.6%、17.1%と、ともに75歳未満総人口に比べて高くなっている。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満まで75歳未満総人口を上回っているが、協会（一般）、組合健保ともにそれ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口を下回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、45歳未満及び70歳以上では75歳未満総人口を下回っているが、45歳以上70歳未満では逆に75歳未満総人口を上回っている。

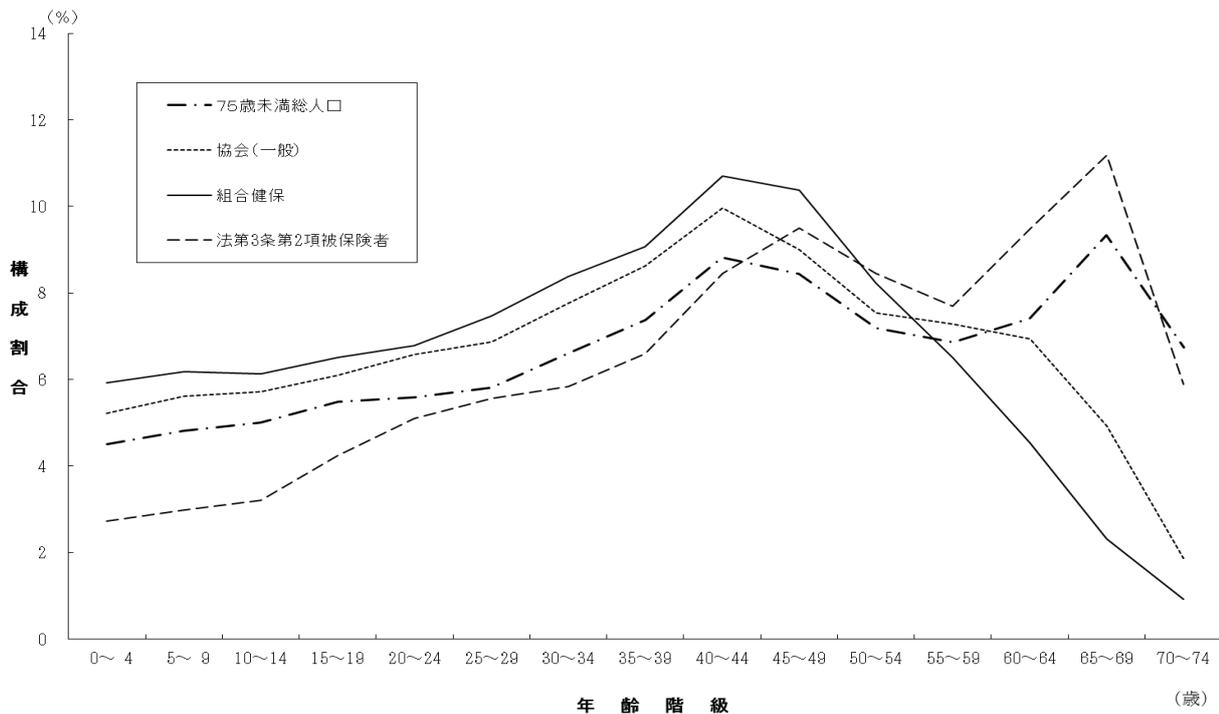
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成28年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.9	4.5	5.2	5.9	2.7
5～9	4.2	4.8	5.6	6.2	3.0
10～14	4.3	5.0	5.7	6.1	3.2
15～19	4.8	5.5	6.1	6.5	4.2
20～24	4.8	5.6	6.6	6.8	5.1
25～29	5.0	5.8	6.9	7.5	5.6
30～34	5.7	6.6	7.8	8.4	5.8
35～39	6.4	7.4	8.6	9.1	6.6
40～44	7.7	8.8	10.0	10.7	8.4
45～49	7.3	8.4	9.0	10.4	9.5
50～54	6.2	7.2	7.5	8.2	8.5
55～59	5.9	6.9	7.3	6.5	7.7
60～64	6.4	7.4	6.9	4.5	9.5
65～69	8.1	9.3	4.9	2.3	11.2
70～74	5.8	6.7	1.9	0.9	5.9
75歳以上	13.3	・	0.0	0.0	3.1
(再 掲)					
0～19	17.2	19.8	22.6	24.8	13.2
うち未就学児	5.6	6.5	6.9	7.8	3.6
20～39	22.0	25.4	29.8	31.7	23.1
40～64	33.6	38.7	40.7	40.3	43.6
65～74	13.9	16.1	6.8	3.2	17.1
平均年齢（歳）	—	41.1	37.1	34.8	45.5

（注）「総人口」は、総務省統計局「平成28年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成28年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成23～28年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、平成28年には協会（一般）0.8%、組合健保0.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、横ばいとなっていたが、平成25年より増加に転じ、平成28年には1.1%となっている。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成28年には協会（一般）37.8%、組合健保42.9%となっている。法第3条第2項被保険者については、平成26年までは増加傾向となっていたが、平成27年に減少に転じ、平成28年には21.9%と再び増加に転じた。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成28年には協会（一般）54.1%、組合健保52.9%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成28年には53.0%となっている。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成28年には協会（一般）7.3%、組合健保3.5%となっている。法第3条第2項被保険者についても概ね増加傾向となっていたが、平成28年は減少し20.4%となっている。

次に、平成28年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは40～44歳の13.9%、続いて45～49歳の12.2%となっており、協会（一般）の女性では40～44歳の割合が最も高く12.7%、続いて45～49歳の12.5%となっている。一方、組合健保の男性では40～44歳及び45～49歳の割合が最も高く14.1%、続いて35～39歳の12.1%となっており、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く14.2%、続いて40～44歳の14.0%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では65～69歳の割合が最も高く12.6%、続いて45～49歳の12.2%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では65～69歳の割合が最も高く18.3%、続いて60～64歳の15.5%となっており、60歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向となっており、平成28年には協会（一般）44.7歳、組合健保42.5歳となっている。また、法第3条第2項被保険者の平均年齢は51.9歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が45.6歳、女性が43.4歳、組合健保の男性が43.7歳、女性が40.2歳、法第3条第2項被保険者の男性が50.8歳、女性が59.8歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9
20～24	6.6	6.5	6.4	6.4	6.5	6.4	5.1	8.4
25～29	10.8	10.6	10.3	10.0	9.7	9.5	8.5	11.1
30～34	11.8	11.5	11.2	11.0	10.7	10.4	10.4	10.5
35～39	13.2	13.0	12.7	12.3	11.9	11.5	11.9	10.8
40～44	11.9	12.3	12.8	13.2	13.4	13.4	13.9	12.7
45～49	10.3	10.6	10.9	11.3	11.5	12.3	12.2	12.5
50～54	10.0	10.1	10.2	10.2	10.4	10.3	9.8	11.0
55～59	10.0	9.7	9.6	9.6	9.5	9.6	9.4	9.8
60～64	10.1	9.7	9.4	8.9	8.7	8.6	9.5	7.2
65～69	3.4	3.8	4.2	4.7	5.1	5.5	6.5	3.9
70～74	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	2.1	1.3
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
20～39歳	42.3	41.6	40.6	39.7	38.8	37.8	36.0	40.8
40～64	52.2	52.4	52.8	53.1	53.6	54.1	54.8	53.1
65～74	4.8	5.3	5.8	6.4	6.8	7.3	8.6	5.2
平均年齢（歳）	43.8	43.8	44.0	44.1	44.5	44.7	45.6	43.4

(注)平成27年以前の数値は、男女総数のものである。

(2) 組合健保

(単位：%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7
20～24	6.8	6.4	6.4	6.4	6.6	6.8	5.6	9.2
25～29	12.5	13.1	12.3	12.1	11.8	11.6	10.2	14.2
30～34	12.9	12.5	12.7	12.6	12.4	12.2	11.4	13.8
35～39	14.8	14.6	14.0	13.3	12.8	12.4	12.1	13.0
40～44	14.2	14.3	14.6	14.6	14.7	14.1	14.1	14.0
45～49	11.3	11.7	12.2	12.8	12.9	13.7	14.1	13.1
50～54	9.4	9.5	10.1	10.5	10.9	10.8	11.5	9.6
55～59	8.4	8.4	8.0	8.1	8.2	8.4	9.2	6.8
60～64	6.7	6.1	6.1	5.8	5.8	5.8	6.7	3.8
65～69	1.6	1.9	2.1	2.2	2.4	2.6	3.2	1.4
70～74	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	1.2	0.4
75歳以上	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0
(再掲)								
20～39歳	47.1	46.6	45.4	44.4	43.6	42.9	39.4	50.1
40～64	49.9	50.0	51.0	51.8	52.5	52.9	55.7	47.4
65～74	2.5	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	4.3	1.8
平均年齢（歳）	41.8	41.9	42.1	42.2	42.4	42.5	43.7	40.2

(注)平成27年以前の数値は、男女総数のものである。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.5	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	0.1
20～24	2.9	3.4	4.2	4.2	3.6	3.6	3.9	0.9
25～29	3.8	4.0	4.8	5.0	5.2	5.6	6.2	0.8
30～34	5.0	5.5	6.0	6.1	6.2	5.9	6.4	2.0
35～39	6.9	6.9	7.4	7.1	6.6	6.8	7.3	3.3
40～44	9.7	9.9	10.3	10.2	10.3	9.7	10.0	7.4
45～49	9.6	9.9	10.9	11.4	11.2	11.7	12.2	8.0
50～54	9.6	9.5	9.4	9.5	10.3	10.7	10.8	10.4
55～59	12.7	11.2	10.2	9.6	9.3	9.4	9.1	11.3
60～64	20.8	18.6	15.4	13.8	12.4	11.5	10.9	15.5
65～69	11.9	13.2	12.7	13.0	13.6	13.3	12.6	18.3
70～74	5.3	5.7	6.1	6.9	7.4	7.0	6.2	12.8
75歳以上	1.2	1.8	2.1	2.5	3.0	3.7	3.0	9.2
(再掲)								
20～39歳	18.6	19.9	22.3	22.4	21.6	21.9	23.9	7.0
40～64	62.4	59.0	56.2	54.4	53.5	53.0	53.1	52.6
65～74	17.2	18.9	18.8	19.9	21.0	20.4	18.9	31.1
平均年齢(歳)	52.9	52.7	51.7	51.7	51.9	51.9	50.8	59.8

(注)平成27年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、平成23～28年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに概ね増加傾向となっており、平成28年には協会（一般）53.9%、組合健保54.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、37.3%となっている。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、平成28年には協会（一般）18.4%、組合健保17.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、25.6%となっている。

40～64歳の割合は、協会（一般）は減少傾向にあり平成28年には21.6%となっている。組合健保は概ね横ばいとなっていたが、平成28年には24.7%と増加している。また、法第3条第2項被保険者については、24.8%となっている。

65～74歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向となっており、平成28年には協会（一般）6.1%、組合健保2.9%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、10.5%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.8	12.8	12.8	12.7	12.7	12.7
5～9	12.9	12.9	13.1	13.2	13.4	13.6
10～14	13.4	13.6	13.7	13.8	13.8	13.9
15～19	12.9	13.0	13.2	13.3	13.5	13.7
20～24	7.2	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8
25～29	3.9	3.8	3.7	3.5	3.3	3.1
30～34	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0
35～39	5.5	5.3	5.1	4.9	4.7	4.5
40～44	4.7	4.8	5.0	5.1	5.1	5.0
45～49	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.3
50～54	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6
55～59	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.0
60～64	5.6	5.5	5.3	5.0	4.7	4.6
65～69	2.6	2.8	3.1	3.5	3.8	4.1
70～74	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)						
0～19歳	52.0	52.3	52.7	53.0	53.4	53.9
うち未就学児	16.6	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
20～39	21.1	20.6	20.1	19.5	19.0	18.4
40～64	22.3	22.1	22.0	21.8	21.7	21.6
65～74	4.6	4.9	5.2	5.6	5.9	6.1

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.3	13.3	13.2	13.3	13.3	13.3
5～9	13.3	13.2	13.5	13.3	13.5	13.9
10～14	13.5	13.7	14.1	14.0	13.9	13.8
15～19	12.3	12.6	12.9	13.3	13.4	13.8
20～24	7.1	6.9	6.6	6.8	6.7	6.8
25～29	3.0	2.8	2.8	2.7	2.6	2.4
30～34	4.5	4.4	4.0	4.0	3.8	3.6
35～39	6.5	6.1	6.0	5.5	5.3	4.9
40～44	6.6	6.8	6.9	6.9	6.7	6.5
45～49	5.3	5.5	5.6	5.7	5.8	6.2
50～54	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0	5.0
55～59	4.3	4.0	3.9	3.9	4.0	4.1
60～64	3.5	3.6	3.1	3.0	3.0	3.0
65～69	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	2.0
70～74	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
75歳以上	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0
(再 掲)						
0～19歳	52.4	52.8	53.7	53.9	54.2	54.7
うち未就学児	17.2	17.3	17.3	17.2	17.5	17.5
20～39	21.1	20.2	19.3	19.1	18.4	17.7
40～64	24.1	24.5	24.4	24.5	24.5	24.7
65～74	2.4	2.5	2.5	2.6	2.8	2.9

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	7.2	7.4	7.6	7.8	7.8	8.2
5～9	8.0	8.0	8.3	8.8	8.9	9.0
10～14	9.3	9.7	9.7	9.8	9.6	9.6
15～19	10.6	10.6	10.5	10.7	10.8	10.5
20～24	8.1	7.9	7.6	7.6	7.7	8.2
25～29	5.9	6.0	5.7	5.2	5.6	5.6
30～34	6.3	6.1	6.1	6.2	6.1	5.7
35～39	6.5	6.4	6.1	5.9	5.8	6.1
40～44	5.7	5.9	6.0	6.3	6.1	6.0
45～49	4.1	4.3	4.7	4.6	4.7	5.1
50～54	4.1	4.0	3.9	4.1	4.0	3.9
55～59	5.4	5.0	4.8	4.5	4.5	4.3
60～64	9.3	8.3	7.7	6.8	6.1	5.5
65～69	5.5	5.6	6.2	6.6	7.1	6.9
70～74	3.5	3.8	3.9	4.0	3.9	3.6
75歳以上	0.6	0.9	1.1	1.2	1.4	1.8
(再 掲)						
0～19歳	35.0	35.8	36.2	37.1	37.0	37.3
うち未就学児	9.4	9.7	10.0	10.1	10.5	10.9
20～39	26.8	26.4	25.5	24.9	25.2	25.6
40～64	28.5	27.6	27.1	26.3	25.4	24.8
65～74	9.0	9.3	10.1	10.6	11.0	10.5

次に、平成28年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）62.7%、組合健保62.4%、法第3条第2項被保険者54.4%である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が9.3%、組合健保が7.8%である。

配偶者の割合は、協会（一般）32.6%、組合健保35.8%、法第3条第2項被保険者41.5%であり、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳、法第3条第2項被保険者では65～69歳の階級が最も多くなっている。

直系尊属の割合は、協会（一般）3.7%、組合健保1.4%、法第3条第2項被保険者2.1%である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も概ね増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）1.0%、組合健保0.4%、法第3条第2項被保険者2.0%であり、いずれも各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成28年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	62.7	32.6	3.7	1.0
0～4歳	12.7	12.6	-	-	0.1
5～9	13.6	13.6	-	-	0.1
10～14	13.9	13.8	-	-	0.1
15～19	13.7	13.6	0.0	-	0.1
20～24	6.8	6.3	0.4	-	0.1
25～29	3.1	1.6	1.5	-	0.0
30～34	4.0	0.8	3.1	0.0	0.0
35～39	4.5	0.4	4.1	0.0	0.0
40～44	5.0	0.2	4.8	0.0	0.0
45～49	4.3	0.0	4.2	0.0	0.0
50～54	3.6	0.0	3.5	0.1	0.0
55～59	4.0	0.0	3.8	0.2	0.1
60～64	4.6	0.0	3.9	0.6	0.1
65～69	4.1	0.0	2.7	1.3	0.1
70～74	2.0	0.0	0.6	1.3	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	16.7	16.6	-	-	0.1

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	62.4	35.8	1.4	0.4
0～4歳	13.3	13.3	-	-	0.0
5～9	13.9	13.8	-	-	0.0
10～14	13.8	13.7	-	-	0.0
15～19	13.8	13.7	0.0	-	0.1
20～24	6.8	6.5	0.2	-	0.0
25～29	2.4	0.9	1.5	-	0.0
30～34	3.6	0.3	3.3	0.0	0.0
35～39	4.9	0.1	4.8	0.0	0.0
40～44	6.5	0.0	6.4	0.0	0.0
45～49	6.2	0.0	6.1	0.0	0.0
50～54	5.0	0.0	4.9	0.0	0.0
55～59	4.1	-	4.0	0.1	0.0
60～64	3.0	-	2.8	0.2	0.0
65～69	2.0	-	1.4	0.5	0.0
70～74	0.9	-	0.4	0.6	0.0
75歳以上	0.0	-	-	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	17.5	17.4	-	-	0.1

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	54.4	41.5	2.1	2.0
0～4歳	8.2	8.0	-	-	0.2
5～9	9.0	8.7	0.0	-	0.2
10～14	9.6	9.4	-	-	0.2
15～19	10.5	10.3	0.0	-	0.2
20～24	8.2	7.3	0.8	-	0.1
25～29	5.6	3.6	1.9	-	0.1
30～34	5.7	2.8	2.8	-	0.1
35～39	6.1	2.2	3.9	-	0.1
40～44	6.0	1.5	4.5	-	0.0
45～49	5.1	0.4	4.6	0.0	0.1
50～54	3.9	0.1	3.7	0.0	0.0
55～59	4.3	0.1	4.1	0.0	0.1
60～64	5.5	0.0	5.2	0.2	0.1
65～69	6.9	0.0	6.2	0.6	0.2
70～74	3.6	0.0	2.8	0.7	0.0
75歳以上	1.8	-	1.2	0.5	0.1
(再掲) 未就学児	10.9	10.7	0.0	-	0.2

4. 年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成23～28年までを示したものが表5であり、平成28年の総数をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、平成28年には協会（一般）で0.700、組合健保で0.804となっている。法第3条第2項被保険者については、平成25年に一転して前年より上昇しているものの長期的には減少傾向にあり、平成28年には0.500となっている。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）が40～44歳、組合健保が45～49歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者も、平成24年を除いて、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

また、平成28年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、ピークは、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者がともに40～44歳でそれぞれ1.494、0.728、組合健保が45～49歳の1.655である。それ以降は年齢の上昇とともに減少しており、平均扶養率は、協会（一般）1.013、組合健保1.138、法第3条第2項被保険者0.531となっている。

女性の扶養率は、組合の15～19歳を除いた全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保がともに40～44歳でそれぞれ0.405、0.244、法第3条第2項被保険者が45～49歳の0.569である。平均扶養率は、協会（一般）0.214、組合健保0.134、法第3条第2項被保険者0.276となっている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	0.769	0.758	0.748	0.735	0.719	0.700	1.013	0.214
15～19歳	0.026	0.025	0.025	0.026	0.025	0.027	0.040	0.011
20～24	0.098	0.092	0.087	0.084	0.082	0.081	0.141	0.024
25～29	0.330	0.320	0.309	0.294	0.278	0.262	0.417	0.077
30～34	0.728	0.718	0.710	0.699	0.685	0.667	0.966	0.207
35～39	1.067	1.051	1.039	1.024	1.009	0.990	1.367	0.343
40～44	1.197	1.174	1.155	1.135	1.114	1.091	1.494	0.405
45～49	1.122	1.092	1.068	1.042	1.015	0.984	1.404	0.348
50～54	0.899	0.872	0.849	0.826	0.801	0.764	1.157	0.221
55～59	0.661	0.651	0.641	0.626	0.607	0.582	0.877	0.142
60～64	0.598	0.591	0.584	0.574	0.559	0.539	0.748	0.109
65～69	0.583	0.582	0.581	0.575	0.562	0.548	0.731	0.082
70～74	0.493	0.494	0.494	0.493	0.489	0.481	0.653	0.051
75歳以上	0.294	0.311	0.327	0.323	0.325	0.309	0.447	0.032

(注)平成27年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	0.890	0.869	0.868	0.851	0.837	0.804	1.138	0.134
15～19歳	0.022	0.025	0.008	0.008	0.007	0.004	0.000	0.010
20～24	0.075	0.070	0.060	0.057	0.053	0.044	0.070	0.013
25～29	0.262	0.241	0.234	0.222	0.211	0.211	0.333	0.035
30～34	0.673	0.648	0.632	0.638	0.629	0.602	0.898	0.109
35～39	1.070	1.052	1.046	1.020	1.009	0.991	1.418	0.195
40～44	1.288	1.269	1.263	1.241	1.215	1.171	1.631	0.244
45～49	1.412	1.371	1.344	1.287	1.255	1.199	1.655	0.221
50～54	1.258	1.211	1.220	1.189	1.136	1.072	1.455	0.157
55～59	0.926	0.912	0.903	0.890	0.867	0.821	1.093	0.084
60～64	0.763	0.733	0.734	0.713	0.725	0.688	0.866	0.056
65～69	0.762	0.760	0.694	0.669	0.711	0.698	0.839	0.049
70～74	0.722	0.627	0.629	0.612	0.750	0.716	0.832	0.038
75歳以上	-	-	-	-	-	0.000	-	0.000

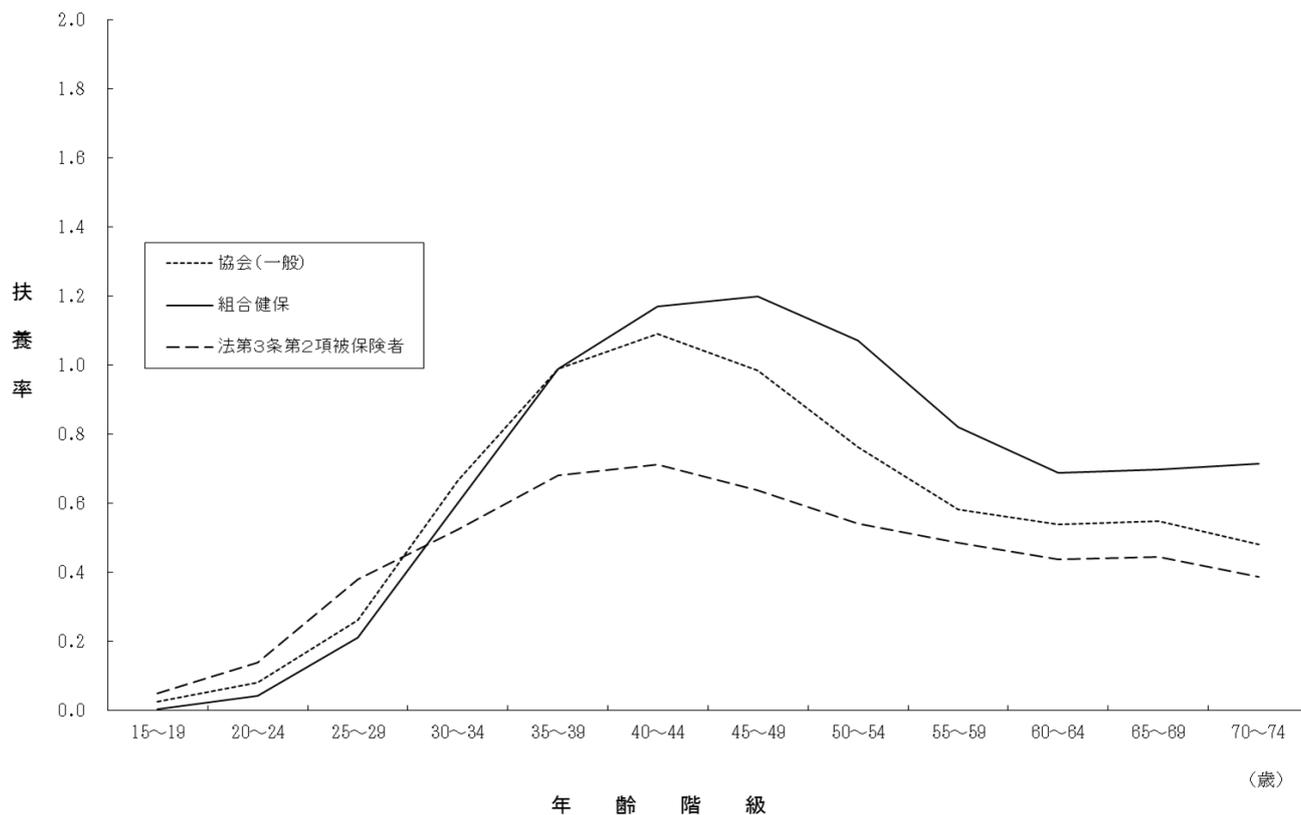
(注)平成27年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年		
						総数	男性	女性
総数	0.502	0.499	0.523	0.520	0.510	0.500	0.531	0.276
15～19歳	0.032	0.018	0.028	0.074	0.069	0.051	0.051	0.000
20～24	0.263	0.238	0.206	0.204	0.185	0.140	0.143	0.071
25～29	0.388	0.366	0.357	0.351	0.350	0.381	0.381	0.333
30～34	0.536	0.539	0.554	0.578	0.589	0.526	0.539	0.200
35～39	0.719	0.723	0.642	0.610	0.633	0.681	0.700	0.373
40～44	0.731	0.708	0.726	0.749	0.734	0.713	0.728	0.566
45～49	0.687	0.694	0.680	0.666	0.626	0.638	0.644	0.569
50～54	0.578	0.589	0.627	0.615	0.590	0.543	0.567	0.358
55～59	0.439	0.431	0.479	0.489	0.482	0.486	0.537	0.184
60～64	0.415	0.412	0.466	0.453	0.452	0.439	0.485	0.202
65～69	0.376	0.372	0.453	0.463	0.448	0.445	0.481	0.260
70～74	0.366	0.389	0.401	0.378	0.382	0.387	0.449	0.168
75歳以上	0.348	0.318	0.317	0.351	0.326	0.316	0.398	0.121

(注)平成27年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成28年10月1日現在）



次に、平成28年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.439、組合健保0.502、法第3条第2項被保険者0.272、配偶者は協会（一般）0.228、組合健保0.288、法第3条第2項被保険者0.208、直系尊属は協会（一般）0.026、組合健保0.011、法第3条第2項被保険者0.010、その他は協会（一般）0.007、組合健保0.003、法第3条第2項被保険者0.010となっている。また、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第3条第2項被保険者が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者がともに40～44歳でそれぞれ0.780、0.481、組合健保が45～49歳の0.828である。配偶者については、ピークは協会（一般）及び法第3条第2項被保険者が、ともに65～69歳でそれぞれ0.443、0.275、組合健保が70～74歳の0.649である。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保がともに40～44歳でそれぞれ0.058、0.025、法第3条第2項被保険者が35～39歳の0.026である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成28年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.700	0.439	0.228	0.026	0.007
15～19歳	0.027	0.009	0.009	0.006	0.003
20～24	0.081	0.043	0.026	0.009	0.003
25～29	0.262	0.164	0.078	0.017	0.003
30～34	0.667	0.459	0.172	0.031	0.004
35～39	0.990	0.705	0.230	0.049	0.006
40～44	1.091	0.780	0.245	0.058	0.007
45～49	0.984	0.698	0.234	0.044	0.008
50～54	0.764	0.512	0.232	0.012	0.008
55～59	0.582	0.302	0.271	0.001	0.009
60～64	0.539	0.158	0.372	0.000	0.009
65～69	0.548	0.096	0.443	0.000	0.009
70～74	0.481	0.067	0.405	0.000	0.009
75歳以上	0.309	0.050	0.251	-	0.008

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.804	0.502	0.288	0.011	0.003
15～19歳	0.004	0.004	-	-	-
20～24	0.044	0.025	0.016	0.002	0.001
25～29	0.211	0.127	0.076	0.006	0.001
30～34	0.602	0.404	0.183	0.012	0.003
35～39	0.991	0.699	0.272	0.017	0.003
40～44	1.171	0.822	0.321	0.025	0.004
45～49	1.199	0.828	0.348	0.019	0.003
50～54	1.072	0.685	0.378	0.005	0.004
55～59	0.821	0.387	0.431	0.001	0.003
60～64	0.688	0.171	0.513	0.000	0.003
65～69	0.698	0.085	0.607	0.000	0.005
70～74	0.716	0.064	0.649	-	0.003
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.500	0.272	0.208	0.010	0.010
15～19歳	0.051	0.022	0.014	0.014	-
20～24	0.140	0.086	0.050	0.004	-
25～29	0.381	0.239	0.136	0.006	-
30～34	0.526	0.345	0.164	0.012	0.005
35～39	0.681	0.433	0.211	0.026	0.010
40～44	0.713	0.481	0.204	0.025	0.003
45～49	0.638	0.421	0.196	0.017	0.003
50～54	0.543	0.331	0.187	0.019	0.006
55～59	0.486	0.267	0.200	0.005	0.013
60～64	0.439	0.171	0.245	0.001	0.022
65～69	0.445	0.157	0.275	0.001	0.012
70～74	0.387	0.091	0.272	0.002	0.022
75歳以上	0.316	0.069	0.236	-	0.011

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額19万円から53万円の間で、組合健保は概ね標準報酬月額22万円から79万円の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

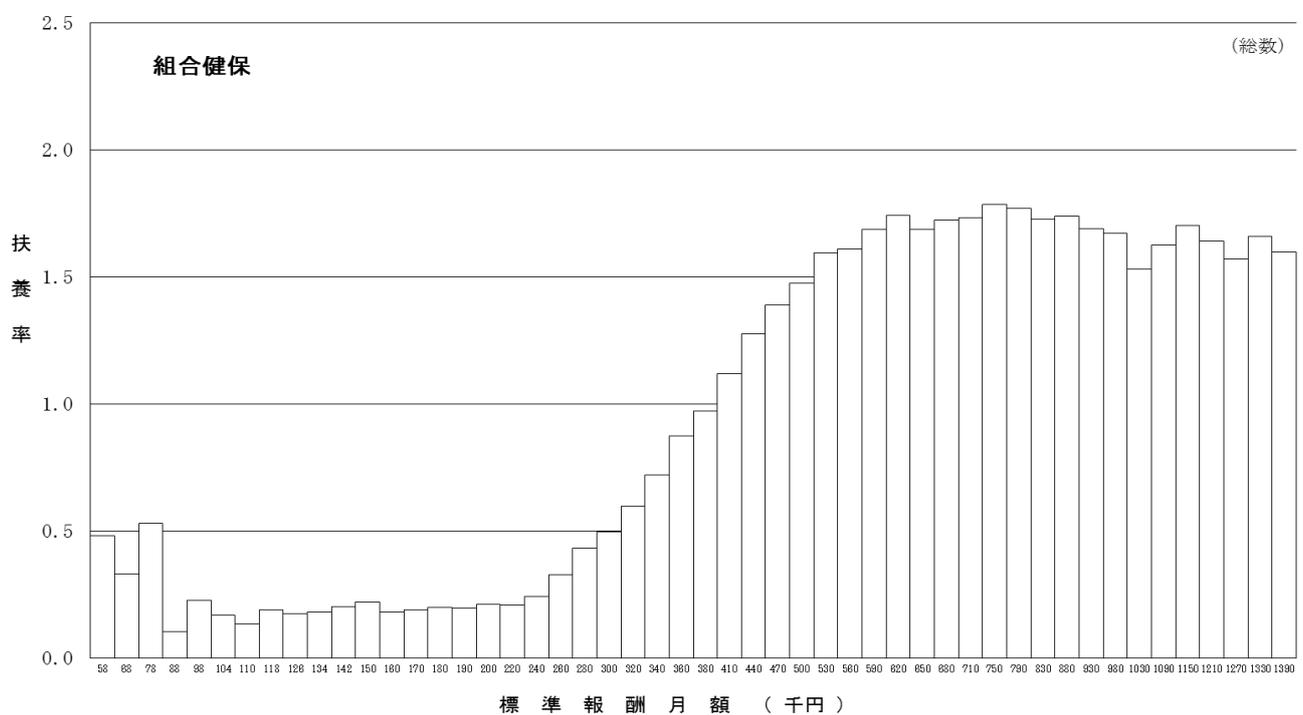
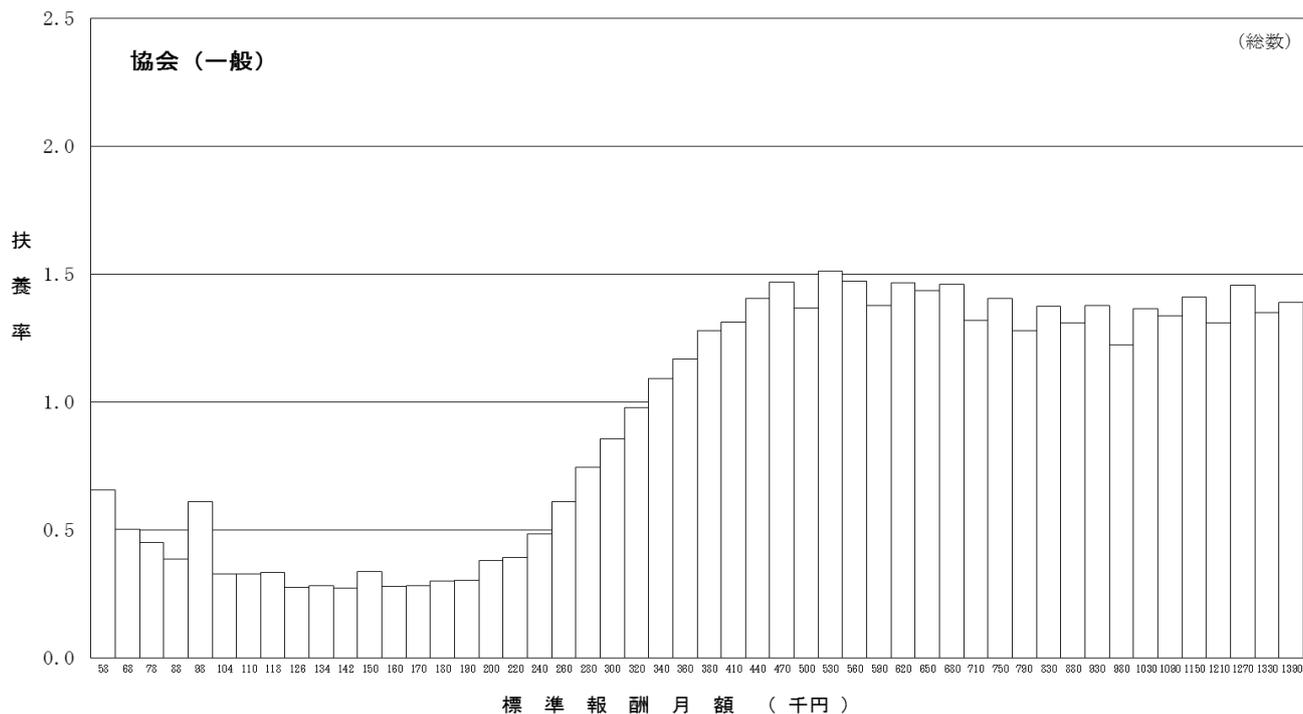
また、男性は標準報酬月額7万8千円を除いた47万円以下における扶養率について、女性は標準報酬月額8万8千円から56万円の間における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.700	1.013	0.214	0.804	1.138	0.134
58,000円	0.659	0.915	0.173	0.484	0.611	0.308
68,000	0.504	0.764	0.171	0.333	0.250	0.375
78,000	0.454	0.769	0.166	0.533	1.125	0.318
88,000	0.388	0.645	0.206	0.106	0.161	0.090
98,000	0.611	0.900	0.197	0.230	0.388	0.168
104,000	0.330	0.545	0.228	0.170	0.278	0.141
110,000	0.328	0.560	0.231	0.135	0.227	0.107
118,000	0.337	0.601	0.218	0.193	0.275	0.167
126,000	0.279	0.473	0.210	0.176	0.314	0.136
134,000	0.283	0.489	0.204	0.183	0.292	0.150
142,000	0.273	0.455	0.202	0.203	0.319	0.167
150,000	0.340	0.597	0.195	0.223	0.376	0.175
160,000	0.279	0.456	0.193	0.181	0.299	0.142
170,000	0.283	0.453	0.190	0.193	0.323	0.138
180,000	0.303	0.474	0.190	0.201	0.358	0.126
190,000	0.304	0.464	0.192	0.197	0.328	0.131
200,000	0.383	0.589	0.190	0.214	0.393	0.104
220,000	0.395	0.577	0.200	0.211	0.354	0.100
240,000	0.487	0.680	0.213	0.244	0.402	0.096
260,000	0.612	0.817	0.225	0.330	0.505	0.109
280,000	0.745	0.951	0.238	0.435	0.626	0.107
300,000	0.858	1.076	0.242	0.500	0.693	0.125
320,000	0.981	1.183	0.270	0.600	0.801	0.125
340,000	1.094	1.293	0.283	0.723	0.937	0.152
360,000	1.169	1.365	0.285	0.875	1.095	0.157
380,000	1.279	1.467	0.304	0.973	1.177	0.177
410,000	1.314	1.512	0.285	1.122	1.322	0.157
440,000	1.408	1.584	0.309	1.276	1.451	0.199
470,000	1.472	1.632	0.329	1.392	1.554	0.197
500,000	1.369	1.581	0.252	1.475	1.613	0.250
530,000	1.513	1.660	0.312	1.598	1.730	0.223
560,000	1.472	1.631	0.264	1.611	1.744	0.200
590,000	1.379	1.578	0.225	1.689	1.797	0.288
620,000	1.467	1.619	0.268	1.745	1.862	0.168
650,000	1.436	1.600	0.243	1.687	1.794	0.215
680,000	1.462	1.608	0.268	1.724	1.834	0.109
710,000	1.319	1.526	0.218	1.736	1.851	0.196
750,000	1.406	1.569	0.256	1.787	1.892	0.264
790,000	1.279	1.498	0.205	1.772	1.921	0.152
830,000	1.374	1.533	0.259	1.729	1.869	0.130
880,000	1.311	1.492	0.226	1.740	1.848	0.204
930,000	1.377	1.534	0.278	1.692	1.822	0.200
980,000	1.224	1.443	0.223	1.674	1.812	0.083
1,030,000	1.365	1.521	0.293	1.531	1.677	0.211
1,090,000	1.340	1.516	0.249	1.626	1.726	0.458
1,150,000	1.412	1.571	0.350	1.703	1.803	0.214
1,210,000	1.311	1.492	0.254	1.642	1.830	0.125
1,270,000	1.458	1.611	0.320	1.573	1.711	0.200
1,330,000	1.350	1.520	0.283	1.653	1.695	0.500
1,390,000	1.391	1.542	0.268	1.600	1.681	0.405

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級150万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級100万円から1,100万円の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は総報酬額階級100万円以上1300万円未満における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成28年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.700	1.013	0.214	0.804	1.138	0.134
～ 999,000円	0.580	0.862	0.170	0.530	0.700	0.389
1,000,000 ～ 1,499,000	0.445	0.750	0.216	0.161	0.247	0.133
1,500,000 ～ 1,999,000	0.303	0.512	0.199	0.195	0.319	0.156
2,000,000 ～ 2,499,000	0.334	0.524	0.190	0.202	0.358	0.127
2,500,000 ～ 2,999,000	0.392	0.581	0.197	0.213	0.365	0.104
3,000,000 ～ 3,499,000	0.540	0.756	0.208	0.339	0.537	0.110
3,500,000 ～ 3,999,000	0.690	0.918	0.225	0.373	0.557	0.108
4,000,000 ～ 4,499,000	0.870	1.102	0.247	0.480	0.682	0.114
4,500,000 ～ 4,999,000	1.054	1.289	0.263	0.634	0.844	0.142
5,000,000 ～ 5,499,000	1.196	1.432	0.291	0.800	1.023	0.147
5,500,000 ～ 5,999,000	1.312	1.536	0.314	0.961	1.185	0.167
6,000,000 ～ 6,499,000	1.345	1.569	0.294	1.130	1.335	0.160
6,500,000 ～ 6,999,000	1.442	1.645	0.325	1.234	1.425	0.199
7,000,000 ～ 7,499,000	1.430	1.631	0.293	1.348	1.516	0.223
7,500,000 ～ 7,999,000	1.509	1.682	0.311	1.477	1.635	0.184
8,000,000 ～ 8,499,000	1.557	1.710	0.306	1.544	1.673	0.188
8,500,000 ～ 8,999,000	1.448	1.628	0.247	1.587	1.722	0.207
9,000,000 ～ 9,499,000	1.410	1.597	0.225	1.645	1.780	0.211
9,500,000 ～ 9,999,000	1.487	1.634	0.266	1.693	1.803	0.208
10,000,000 ～ 10,499,000	1.565	1.700	0.248	1.791	1.900	0.208
10,500,000 ～ 10,999,000	1.386	1.554	0.227	1.752	1.860	0.189
11,000,000 ～ 11,499,000	1.427	1.578	0.250	1.719	1.814	0.061
11,500,000 ～ 11,999,000	1.252	1.466	0.223	1.735	1.824	0.181
12,000,000 ～ 12,499,000	1.408	1.561	0.288	1.805	1.911	0.169
12,500,000 ～ 12,999,000	1.471	1.612	0.287	1.796	1.900	0.152
13,000,000 ～ 13,499,000	1.331	1.506	0.244	1.810	1.899	0.279
13,500,000 ～ 13,999,000	1.377	1.540	0.314	1.875	1.979	0.302
14,000,000 ～ 14,499,000	1.467	1.625	0.303	1.843	1.928	0.182
14,500,000 ～ 14,999,000	1.288	1.469	0.253	1.823	1.927	0.077
15,000,000 ～ 15,499,000	1.410	1.566	0.317	1.828	1.946	0.083
15,500,000 ～ 15,999,000	1.317	1.489	0.292	1.832	1.914	0.600
16,000,000 ～ 16,499,000	1.507	1.651	0.294	1.776	1.863	0.222
16,500,000 ～ 16,999,000	1.362	1.521	0.269	1.703	1.773	0.300
17,000,000 ～ 17,499,000	1.599	1.725	0.337	1.849	1.974	0.400
17,500,000 ～ 17,999,000	1.508	1.639	0.240	1.877	1.918	0.750
18,000,000 ～ 18,499,000	1.559	1.679	0.295	1.777	1.894	0.556
18,500,000 ～ 18,999,000	1.570	1.690	0.333	1.673	1.742	0.400
19,000,000 ～ 19,499,000	1.678	1.789	0.285	1.530	1.726	0.100
19,500,000 ～ 19,999,000	1.604	1.715	0.282	1.754	1.935	0.143
20,000,000 ～ 20,499,000	1.688	1.789	0.305	1.830	1.902	0.000
20,500,000 ～ 20,999,000	1.655	1.768	0.294	1.659	1.756	0.333
21,000,000 ～ 21,499,000	1.719	1.821	0.295	1.310	1.407	0.000
21,500,000 ～ 21,999,000	1.516	1.623	0.128	1.575	1.667	0.750
22,000,000 ～	1.446	1.537	0.244	1.548	1.614	0.364

(注1) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(注2) 総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9-1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が383,192円、組合健保が537,805円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.09倍、組合健保は約2.74倍となっている。また、協会（一般）で40歳ごろ、組合健保で50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに約2～5万円程度ずつ増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると概ね減少する傾向となっている。

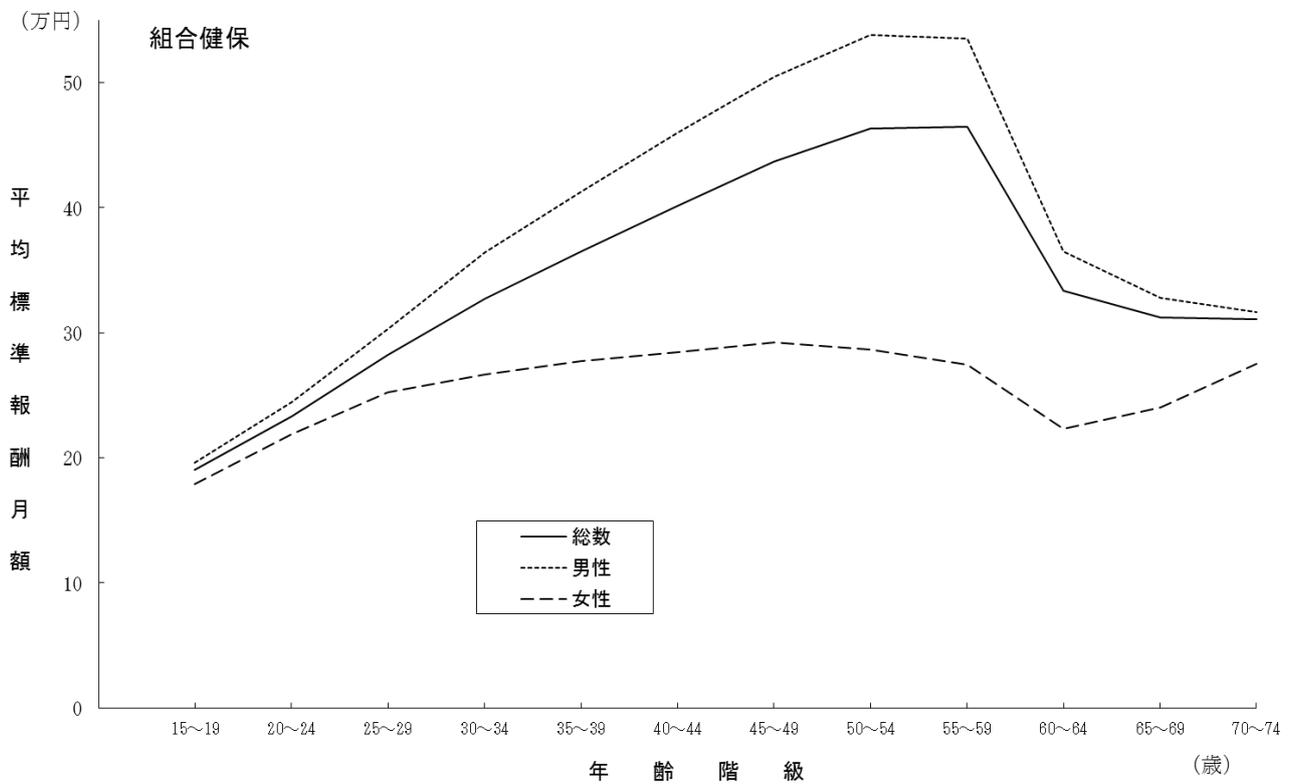
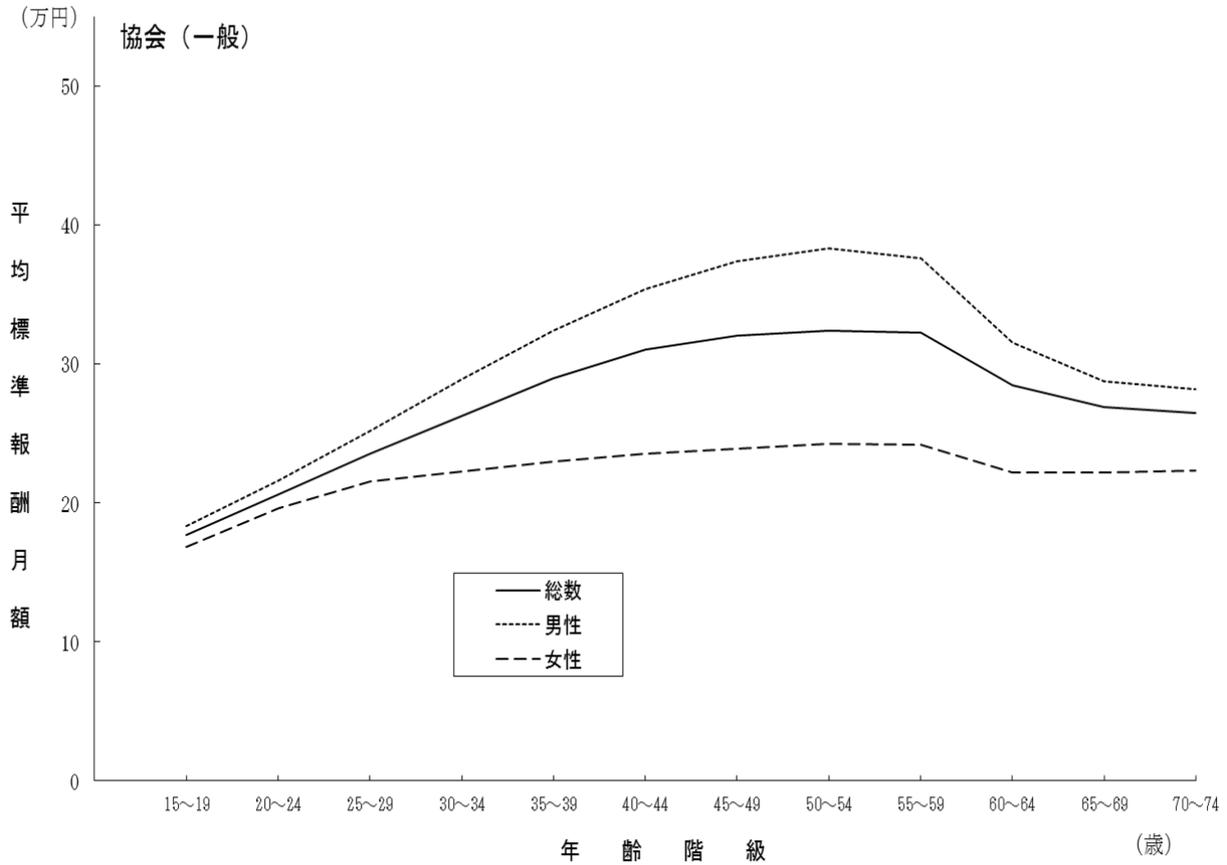
一方、女性の平均標準報酬月額は男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかであり、協会（一般）は16万円～24万円台、組合健保は17万円～29万円台で推移している。なお、組合健保の75歳以上では50万円となっている。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳、女性が70～74歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ1.424倍、1.233倍である。また、年齢階級総数では、男性が1.305倍、女性が1.175倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	286,427	324,409	227,431	371,272	423,263	267,260	1.296	1.305	1.175
15～19歳	176,455	183,164	168,068	190,101	196,342	178,979	1.077	1.072	1.065
20～24	205,755	215,945	196,088	232,925	244,444	218,936	1.132	1.132	1.117
25～29	235,036	251,706	215,177	282,193	302,845	252,368	1.201	1.203	1.173
30～34	262,664	288,766	222,482	327,472	363,935	266,752	1.247	1.260	1.199
35～39	289,387	324,023	229,892	365,250	412,487	277,130	1.262	1.273	1.205
40～44	309,941	353,886	235,136	401,517	459,717	284,189	1.295	1.299	1.209
45～49	320,037	373,674	238,676	437,027	504,591	292,295	1.366	1.350	1.225
50～54	324,177	383,192	242,583	463,546	537,805	286,246	1.430	1.403	1.180
55～59	322,107	375,795	241,686	464,998	535,125	274,776	1.444	1.424	1.137
60～64	284,584	315,145	222,103	333,574	364,726	222,983	1.172	1.157	1.004
65～69	268,764	287,211	221,596	311,927	327,678	239,931	1.161	1.141	1.083
70～74	264,738	281,465	222,976	310,679	316,738	275,038	1.174	1.125	1.233
75歳以上	248,656	268,504	208,667	500,000	-	500,000	2.011	-	2.396
(再掲) 介護(2号)	313,061	360,593	236,948	426,176	488,143	280,588	1.361	1.354	1.184

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）



次に、平成28年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で1.38%増、男性で1.48%増、女性で1.28%増、組合健保の総数で0.07%減、男性で0.70%増、女性で0.43%減となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は1.37%増、女性は1.22%増、組合健保の男性は0.70%増、女性は0.53%減、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.11%増、女性は0.06%増、組合健保の男性は0.01%減、女性は0.10%増となっている。また、組合健保について、男性0.70%増、女性0.43%減となっている中、総数では0.07%減となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成27年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	282,541	286,427	1.38	1.25	0.12
男性	319,675	324,409	1.48	1.37	0.11
女性	224,556	227,431	1.28	1.22	0.06

(注) 総数の伸び率1.38%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.04%である。

(2) 組合健保

	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	371,530	371,272	▲ 0.07	▲ 0.19	0.12
男性	420,338	423,263	0.70	0.70	▲ 0.01
女性	268,408	267,260	▲ 0.43	▲ 0.53	0.10

(注) 総数の伸び率▲0.07%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.49%である。

8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が40～44歳の562,231円、組合健保が50～54歳の1,864,439円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約4.73倍、組合健保が約8.43倍となっており、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きくなっている。

一方、女性の平均標準賞与額も、男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が2.867倍、女性が1.675倍となっており、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きくなっている。

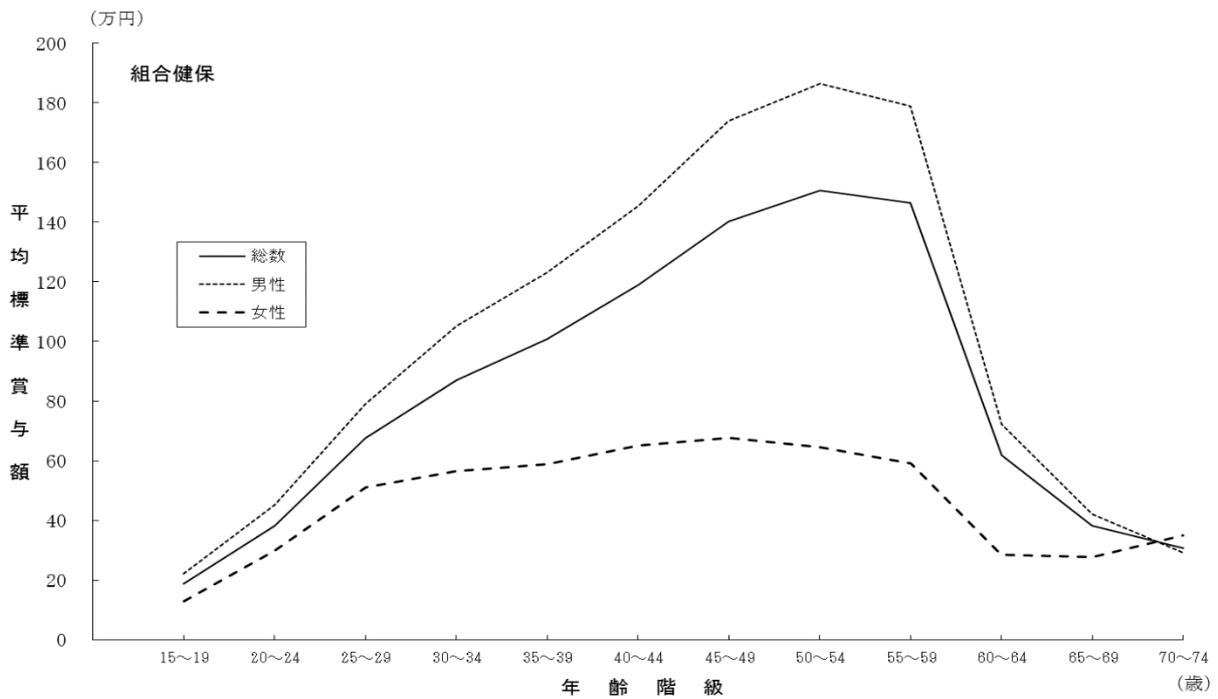
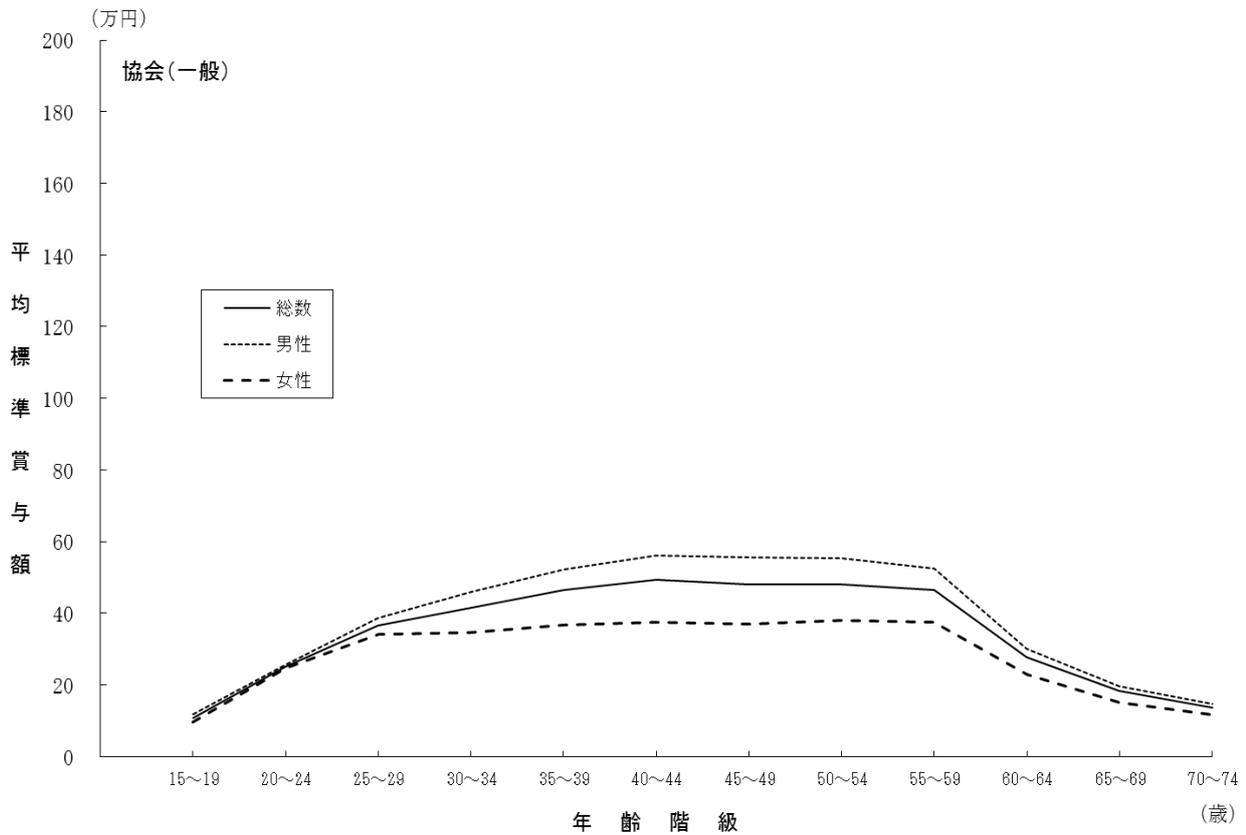
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	405,197	453,273	331,275	1,046,988	1,299,504	554,817	2.584	2.867	1.675
15～19歳	108,101	118,743	94,795	187,734	221,148	128,187	1.737	1.862	1.352
20～24	251,457	256,531	246,642	382,772	453,128	297,204	1.522	1.766	1.205
25～29	365,756	387,466	339,879	675,838	790,650	509,394	1.848	2.041	1.499
30～34	415,063	460,307	345,449	869,061	1,050,784	566,073	2.094	2.283	1.639
35～39	464,732	521,244	367,762	1,007,378	1,232,097	587,598	2.168	2.364	1.598
40～44	492,884	562,231	374,979	1,188,290	1,454,317	650,786	2.411	2.587	1.736
45～49	481,633	555,917	369,119	1,402,736	1,741,042	676,676	2.912	3.132	1.833
50～54	480,165	552,281	380,657	1,504,972	1,864,439	644,989	3.134	3.376	1.694
55～59	464,645	525,654	373,510	1,464,751	1,787,960	590,594	3.152	3.401	1.581
60～64	276,753	300,718	228,647	619,421	720,969	283,658	2.238	2.397	1.241
65～69	182,917	197,110	149,414	383,131	420,287	277,973	2.095	2.132	1.860
70～74	136,498	145,482	115,421	307,992	291,606	349,015	2.256	2.004	3.024
75歳以上	95,771	99,686	88,027	0	-	0	0.000	-	0.000
(再掲)									
介護（2号）	449,367	508,641	354,939	1,299,635	1,591,513	620,526	2.892	3.129	1.748

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は1.415ヶ月分、組合健保は2.820ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の1.606ヶ月分、組合健保が50～54歳の3.247ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）は男性、女性ともに35～39歳でピークとなっており、それぞれ1.609ヶ月分、1.600ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の3.467ヶ月分、女性が45～49歳の2.315ヶ月分でピークとなっている。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	286,427	324,409	227,431	405,197	453,273	331,275	1.415	1.397	1.457
15～19歳	176,455	183,164	168,068	108,101	118,743	94,795	0.613	0.648	0.564
20～24	205,755	215,945	196,088	251,457	256,531	246,642	1.222	1.188	1.258
25～29	235,036	251,706	215,177	365,756	387,466	339,879	1.556	1.539	1.580
30～34	262,664	288,766	222,482	415,063	460,307	345,449	1.580	1.594	1.553
35～39	289,387	324,023	229,892	464,732	521,244	367,762	1.606	1.609	1.600
40～44	309,941	353,886	235,136	492,884	562,231	374,979	1.590	1.589	1.595
45～49	320,037	373,674	238,676	481,633	555,917	369,119	1.505	1.488	1.547
50～54	324,177	383,192	242,583	480,165	552,281	380,657	1.481	1.441	1.569
55～59	322,107	375,795	241,686	464,645	525,654	373,510	1.443	1.399	1.545
60～64	284,584	315,145	222,103	276,753	300,718	228,647	0.972	0.954	1.029
65～69	268,764	287,211	221,596	182,917	197,110	149,414	0.681	0.686	0.674
70～74	264,738	281,465	222,976	136,498	145,482	115,421	0.516	0.517	0.518
75歳以上	248,656	268,504	208,667	95,771	99,686	88,027	0.385	0.371	0.422
(再掲) 介護(2号)	313,061	360,593	236,948	449,367	508,641	354,939	1.435	1.411	1.498

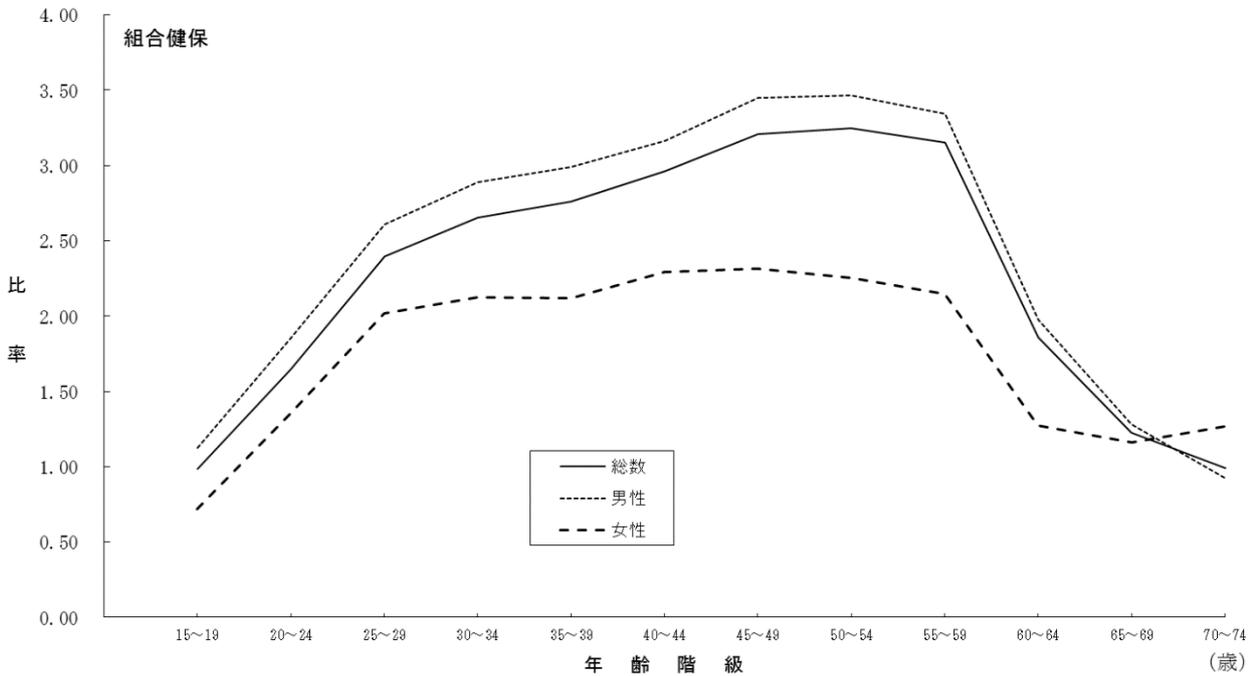
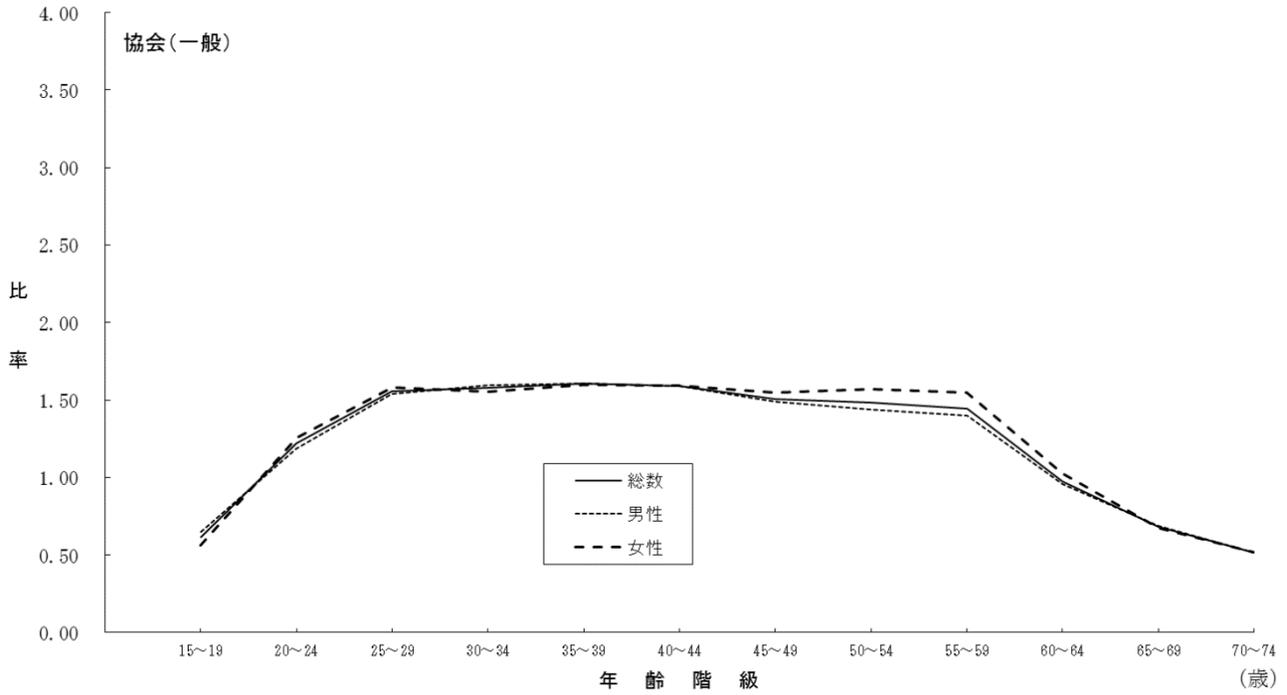
(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	371,272	423,263	267,260	1,046,988	1,299,504	554,817	2.820	3.070	2.076
15～19歳	190,101	196,342	178,979	187,734	221,148	128,187	0.988	1.126	0.716
20～24	232,925	244,444	218,936	382,772	453,128	297,204	1.643	1.854	1.357
25～29	282,193	302,845	252,368	675,838	790,650	509,394	2.395	2.611	2.018
30～34	327,472	363,935	266,752	869,061	1,050,784	566,073	2.654	2.887	2.122
35～39	365,250	412,487	277,130	1,007,378	1,232,097	587,598	2.758	2.987	2.120
40～44	401,517	459,717	284,189	1,188,290	1,454,317	650,786	2.960	3.164	2.290
45～49	437,027	504,591	292,295	1,402,736	1,741,042	676,676	3.210	3.450	2.315
50～54	463,546	537,805	286,246	1,504,972	1,864,439	644,989	3.247	3.467	2.253
55～59	464,998	535,125	274,776	1,464,751	1,787,960	590,594	3.150	3.341	2.149
60～64	333,574	364,726	222,983	619,421	720,969	283,658	1.857	1.977	1.272
65～69	311,927	327,678	239,931	383,131	420,287	277,973	1.228	1.283	1.159
70～74	310,679	316,738	275,038	307,992	291,606	349,015	0.991	0.921	1.269
75歳以上	500,000	-	500,000	0	-	0	0	-	0
(再掲) 介護(2号)	426,176	488,143	280,588	1,299,635	1,591,513	620,526	3.050	3.260	2.212

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

図6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が5,147,523円、組合健保が8,309,879円となっている。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は45～49歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

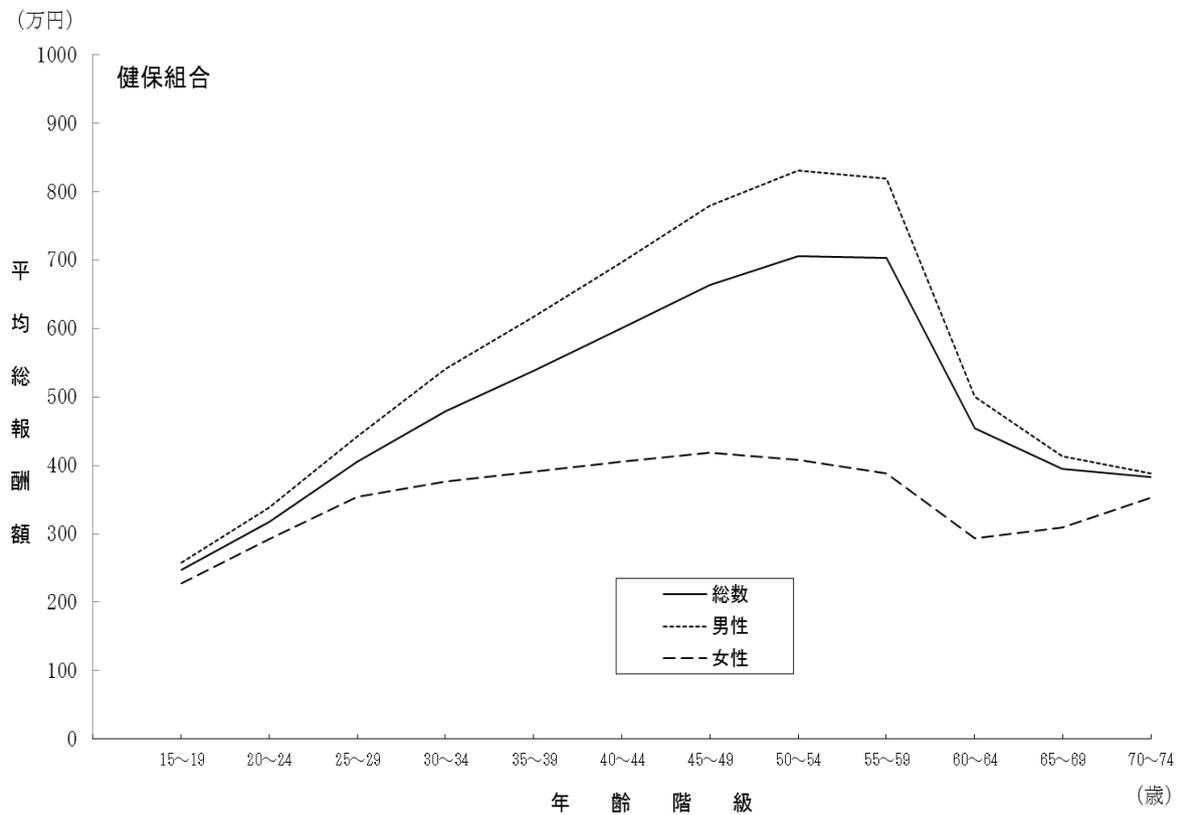
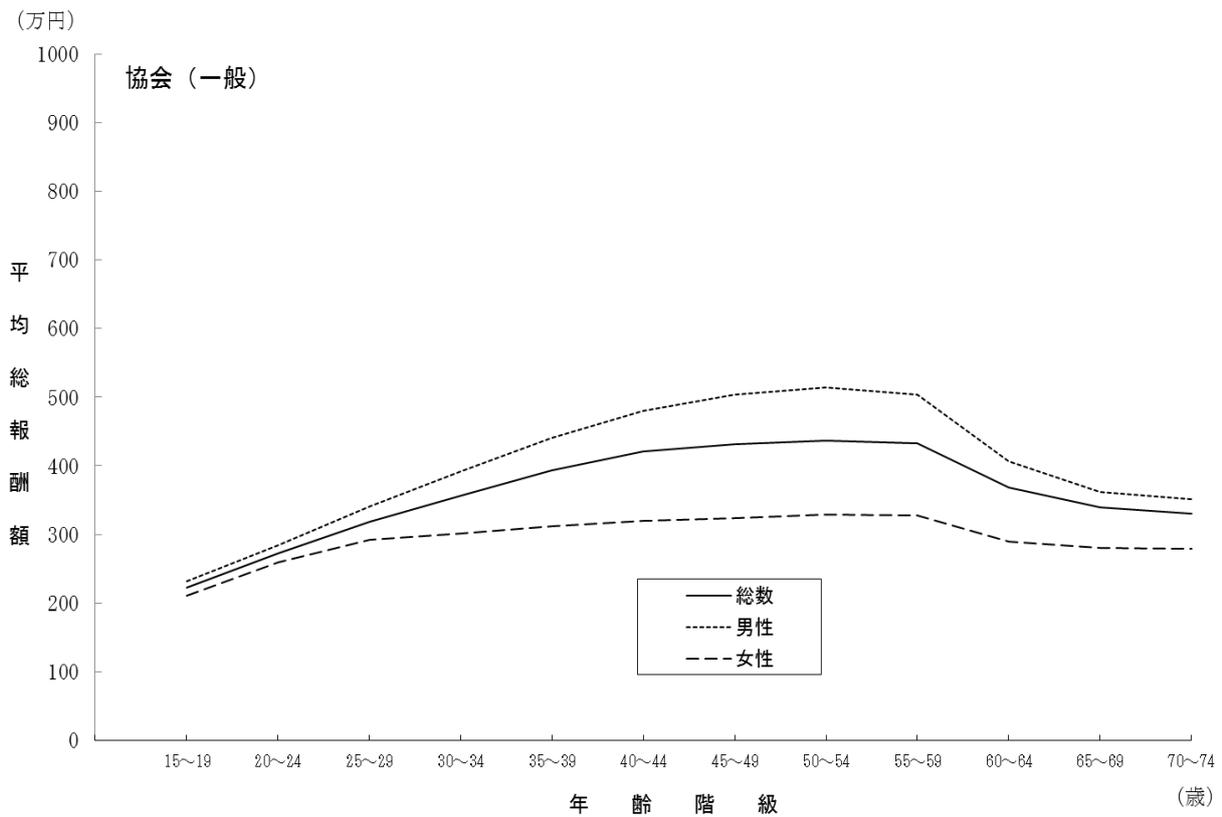
組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳の約1.63倍、女性が45～49歳の約1.29倍で最も大きくなっており、年齢階級総数では男性が約1.46倍、女性が約1.23倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	3,837,336	4,338,833	3,058,391	5,471,672	6,329,661	3,755,170	1.426	1.459	1.228
15～19	2,225,493	2,316,633	2,111,547	2,468,950	2,577,258	2,275,941	1.109	1.113	1.078
20～24	2,720,079	2,847,466	2,599,236	3,177,250	3,386,002	2,923,723	1.168	1.189	1.125
25～29	3,184,982	3,406,765	2,920,786	4,059,811	4,423,290	3,534,896	1.275	1.298	1.210
30～34	3,565,228	3,923,406	3,013,842	4,795,535	5,414,614	3,764,595	1.345	1.380	1.249
35～39	3,935,279	4,406,968	3,125,054	5,386,822	6,178,182	3,910,564	1.369	1.402	1.251
40～44	4,210,060	4,806,204	3,195,280	6,002,158	6,966,705	4,057,721	1.426	1.450	1.270
45～49	4,319,987	5,037,272	3,231,957	6,640,935	7,789,576	4,180,417	1.537	1.546	1.293
50～54	4,368,032	5,147,523	3,290,305	7,060,015	8,309,879	4,075,855	1.616	1.614	1.239
55～59	4,326,965	5,031,254	3,271,974	7,029,236	8,189,152	3,882,955	1.625	1.628	1.187
60～64	3,683,083	4,071,259	2,889,455	4,546,100	4,998,901	2,938,656	1.234	1.228	1.017
65～69	3,391,945	3,622,154	2,803,343	3,946,021	4,132,463	3,093,820	1.163	1.141	1.104
70～74	3,304,506	3,511,166	2,788,522	3,829,469	3,881,063	3,525,995	1.159	1.105	1.264
75歳以上	3,077,262	3,318,653	2,590,905	6,000,000	-	6,000,000	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	4,202,039	4,830,155	3,196,227	6,390,077	7,415,671	3,980,474	1.521	1.535	1.245

(注)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成28年10月1日現在）



次に、平成28年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で1.43%増、男性で1.55%増、女性で1.30%増、組合健保の総数で0.01%減、男性で0.88%増、女性で0.56%減となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は1.46%増、女性は1.26%増、組合健保の男性は0.91%増、女性は0.67%減、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%増、女性は0.04%増、組合健保の男性は0.04%減、女性は0.11%増となっている。また、組合健保について、男性0.88%増、女性0.56%減となっている中、総数では0.01%減となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成27年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成27年 平均総報酬額 (円)	平成28年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,783,336	3,837,336	1.43	1.33	0.09
男性	4,272,699	4,338,833	1.55	1.46	0.09
女性	3,019,180	3,058,391	1.30	1.26	0.04

(注) 総数の伸び率1.43%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.04%である。

(2) 組合健保

	平成27年 平均総報酬額 (円)	平成28年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,472,017	5,471,672	▲ 0.01	▲ 0.13	0.12
男性	6,274,582	6,329,661	0.88	0.91	▲ 0.04
女性	3,776,325	3,755,170	▲ 0.56	▲ 0.67	0.11

(注) 総数の伸び率▲0.01%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.55%である。

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.373、組合健保は0.199となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.306、組合健保が45～49歳で0.098となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.747、0.656となっている。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.332、組合健保が55～59歳で0.289となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.729、0.489となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成28年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.373	0.376	0.368	0.199	0.142	0.309
15～19歳	0.387	0.363	0.416	0.257	0.181	0.392
20～24	0.349	0.351	0.348	0.253	0.200	0.317
25～29	0.322	0.314	0.332	0.209	0.150	0.294
30～34	0.320	0.306	0.340	0.195	0.135	0.297
35～39	0.320	0.308	0.339	0.185	0.118	0.311
40～44	0.332	0.322	0.349	0.175	0.107	0.314
45～49	0.355	0.353	0.357	0.162	0.098	0.301
50～54	0.365	0.373	0.353	0.163	0.107	0.299
55～59	0.374	0.386	0.356	0.167	0.122	0.289
60～64	0.468	0.482	0.440	0.327	0.308	0.388
65～69	0.610	0.621	0.584	0.487	0.507	0.429
70～74	0.742	0.747	0.729	0.608	0.656	0.489
75歳以上	0.834	0.843	0.817	1.000	-	1.000

（注1）平均標準賞与額0円の割合は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後平成28年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）が15.0%、組合健保が15.1%である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者の割合が高くなっており、その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60～64歳の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成28年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	15.0	85.0	100.0	15.1	84.9
15～19歳	100.0	71.4	28.6	100.0	73.3	26.7
20～24	100.0	35.3	64.7	100.0	41.8	58.2
25～29	100.0	20.2	79.8	100.0	19.7	80.3
30～34	100.0	15.5	84.5	100.0	13.9	86.1
35～39	100.0	13.0	87.0	100.0	12.1	87.9
40～44	100.0	12.0	88.0	100.0	10.9	89.1
45～49	100.0	11.6	88.4	100.0	10.0	90.0
50～54	100.0	10.6	89.4	100.0	9.6	90.4
55～59	100.0	9.6	90.4	100.0	8.6	91.4
60～64	100.0	14.8	85.2	100.0	22.1	77.9
65～69	100.0	12.9	87.1	100.0	10.6	89.4
70～74	100.0	9.8	90.2	100.0	3.9	96.1
75歳以上	100.0	5.4	94.6	100.0	-	100.0

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに20～24歳で最も小さくなっており、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳の階級で最も大きくなっている。また、15～69歳では協会（一般）よりも組合健保の方が大きく、70～74歳では組合健保の方が小さい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
総数	円 231,811	円 296,095	1.277	円 275,646	円 388,223	1.408
15～19歳	170,772	190,624	1.116	181,223	214,441	1.183
20～24	196,243	210,940	1.075	215,399	245,492	1.140
25～29	216,988	239,612	1.104	248,271	290,508	1.170
30～34	234,643	267,802	1.141	276,914	335,657	1.212
35～39	246,318	295,847	1.201	303,124	373,797	1.233
40～44	250,948	317,963	1.267	304,332	413,354	1.358
45～49	253,775	328,734	1.295	323,862	449,636	1.388
50～54	255,986	332,302	1.298	335,525	477,155	1.422
55～59	256,955	329,004	1.280	363,921	474,566	1.304
60～64	239,145	292,463	1.223	280,587	348,565	1.242
65～69	225,498	275,196	1.220	246,671	319,687	1.296
70～74	230,117	268,484	1.167	273,509	312,190	1.141
75歳以上	241,890	249,040	1.030	-	500,000	-

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さくなっており、協会（一般）は40～44歳、組合健保は70～74歳で最も大きくなっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
	円	円		円	円	
総数	44,583	466,643	10.467	200,905	1,200,991	5.978
15～19歳	32,766	295,790	9.027	59,186	540,131	9.126
20～24	36,775	368,075	10.009	69,623	607,512	8.726
25～29	38,714	447,753	11.566	103,014	816,349	7.925
30～34	40,928	482,459	11.788	148,966	985,644	6.617
35～39	44,153	526,516	11.925	209,220	1,117,220	5.340
40～44	45,677	552,376	12.093	233,342	1,304,606	5.591
45～49	45,194	537,646	11.896	279,982	1,527,699	5.456
50～54	46,464	530,474	11.417	325,464	1,630,885	5.011
55～59	48,440	506,942	10.465	365,702	1,569,519	4.292
60～64	81,955	306,987	3.746	502,816	657,157	1.307
65～69	33,673	199,028	5.911	50,957	454,958	8.928
70～74	22,792	145,855	6.400	9,577	344,248	35.946
75歳以上	23,400	99,207	4.240	-	0	-

（注1）平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級について、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は製造業の17.8%、医療・福祉の17.2%、卸売業・小売業の14.0%、組合健保は製造業の31.5%、卸売業・小売業の16.1%、サービス業の9.8%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）は建設業で1.000、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で1.301、鉱業・採石業・砂利採取業および公務で1.125となっており、逆に低い業態は、協会（一般）は公務で0.317、組合健保は生活関連サービス業・娯楽業で0.464となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で337,651円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で525,647円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）は公務で193,577円、組合健保は宿泊業・飲食サービス業で277,033円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.74倍、組合健保が約1.90倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で681,979円、組合健保は公務で1,933,792円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業・飲食サービス業であり、それぞれ195,657円、415,044円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約3.49倍、組合健保が約4.66倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.700	286,427	405,197	100.0	0.804	371,272	1,046,988
農 林 水 産 業	0.9	0.771	261,839	351,496	0.3	0.762	322,592	1,016,329
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.979	316,948	481,008	0.0	1.125	434,571	1,705,125
建 設 業	10.1	1.000	328,090	375,788	3.2	1.053	411,296	1,389,889
製 造 業	17.8	0.784	292,931	500,288	31.5	0.998	398,869	1,395,421
食 料 品	3.5	0.598	251,162	363,791	2.1	0.759	344,890	1,027,207
繊維工業・繊維製品	0.9	0.520	235,819	277,031	0.6	0.547	297,196	620,836
木 材 ・ 木 製 品	0.7	0.851	276,907	342,274	0.2	0.961	329,317	794,263
化 学 工 業	1.8	0.839	306,616	610,348	6.3	0.986	406,456	1,517,284
金 属 工 業	2.3	0.905	319,395	543,575	2.2	1.000	382,695	1,219,020
機 械 器 具	5.8	0.856	311,153	609,095	16.5	1.051	412,744	1,496,203
そ の 他	2.9	0.807	300,093	455,523	3.6	0.984	382,439	1,192,294
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.980	325,912	681,979	1.2	1.301	525,647	1,315,788
情 報 通 信 業	1.9	0.706	337,651	382,926	9.6	0.725	411,480	865,163
運 輸 業 、 郵 便 業	7.5	0.862	288,548	268,836	6.8	0.923	362,783	873,860
卸 売 業 、 小 売 業	14.0	0.741	293,692	408,499	16.1	0.656	317,747	754,436
金 融 業 、 保 険 業	0.7	0.820	334,673	552,891	7.6	0.740	407,989	1,311,075
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2.4	0.759	310,613	351,854	1.6	0.835	392,168	1,095,155
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.9	0.714	328,647	449,052	1.6	0.803	422,221	1,096,777
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.5	0.584	261,720	195,657	1.2	0.552	277,033	415,044
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.1	0.578	270,792	236,619	1.1	0.464	304,629	629,041
教 育 、 学 習 支 援 業	1.5	0.435	264,467	426,983	0.3	0.569	417,193	1,432,947
医 療 、 福 祉	17.2	0.460	272,275	520,416	4.4	0.496	366,066	675,152
複 合 サ ー ビ ス 業	1.1	0.639	248,831	560,757	0.7	0.654	318,141	944,921
サ ー ビ ス 業	9.8	0.633	263,653	296,408	9.8	0.546	315,599	625,983
公 務	2.7	0.317	193,577	220,736	0.0	1.125	517,917	1,933,792
任 意 継 続 分	1.2	0.871	215,282	-	1.5	0.741	289,028	-
特 例 退 職 分	・	・	・	・	1.4	0.825	279,537	-

（注）平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の17.2%で最も高くなっており、また、規模100人未満の割合は約60.8%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の52.2%で最も高くなっており、また、規模100人以上の割合は約86.2%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満の0.842で最も高くなっており、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上の0.834で最も高くなっているものの、規模の違いによるはっきりとした傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて概ね減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模300人以上で再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模500～999人の559,510円、組合健保は規模1,000人以上の1,213,573円で最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.700	286,427	405,197	100.0	0.804	371,272	1,046,988
1～4人	9.3	0.842	285,152	133,024	0.3	0.736	353,546	386,380
5～9	10.1	0.764	308,995	259,038	0.6	0.702	396,033	489,885
10～19	12.0	0.750	306,590	338,193	1.2	0.747	380,401	542,268
20～29	7.5	0.726	297,470	397,362	1.2	0.768	373,992	597,211
30～49	9.4	0.720	291,327	420,014	2.3	0.780	372,252	686,050
50～99	12.5	0.688	281,389	456,380	5.1	0.775	360,902	746,981
100～299	17.2	0.652	277,516	507,831	13.6	0.772	351,867	839,148
300～499	6.2	0.625	278,346	540,488	8.3	0.768	354,281	930,484
500～999	6.4	0.610	280,344	559,510	12.1	0.772	366,525	979,338
1,000人以上	8.2	0.556	262,601	466,313	52.2	0.834	385,527	1,213,573
任意継続分	1.2	0.871	215,282	・	1.5	0.741	289,028	・
特例退職分	・	・	・	・	1.4	0.825	279,537	・

（注1）平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

1 4. 被保険者数の推移について

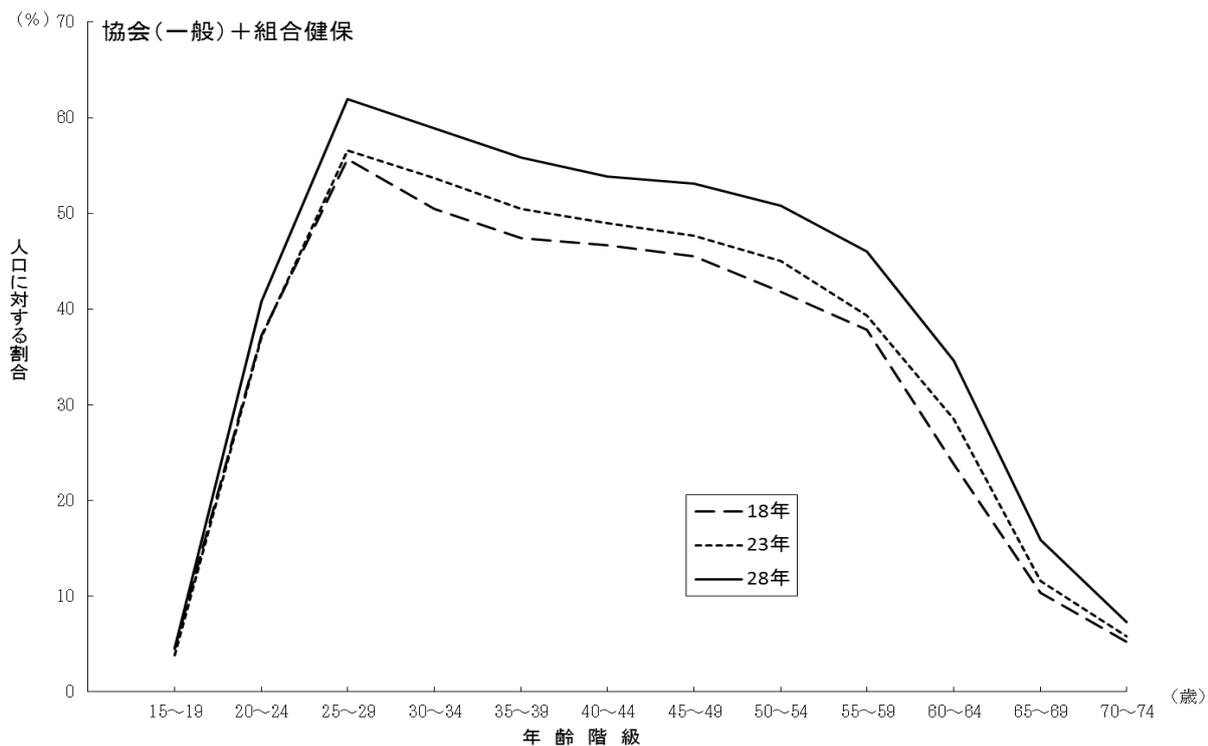
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成18年から平成23年にかけては、20歳代後半以降の全ての年齢階級で概ね増加しており、平成23年から平成28年にかけては、全ての年齢階級で概ね増加している。

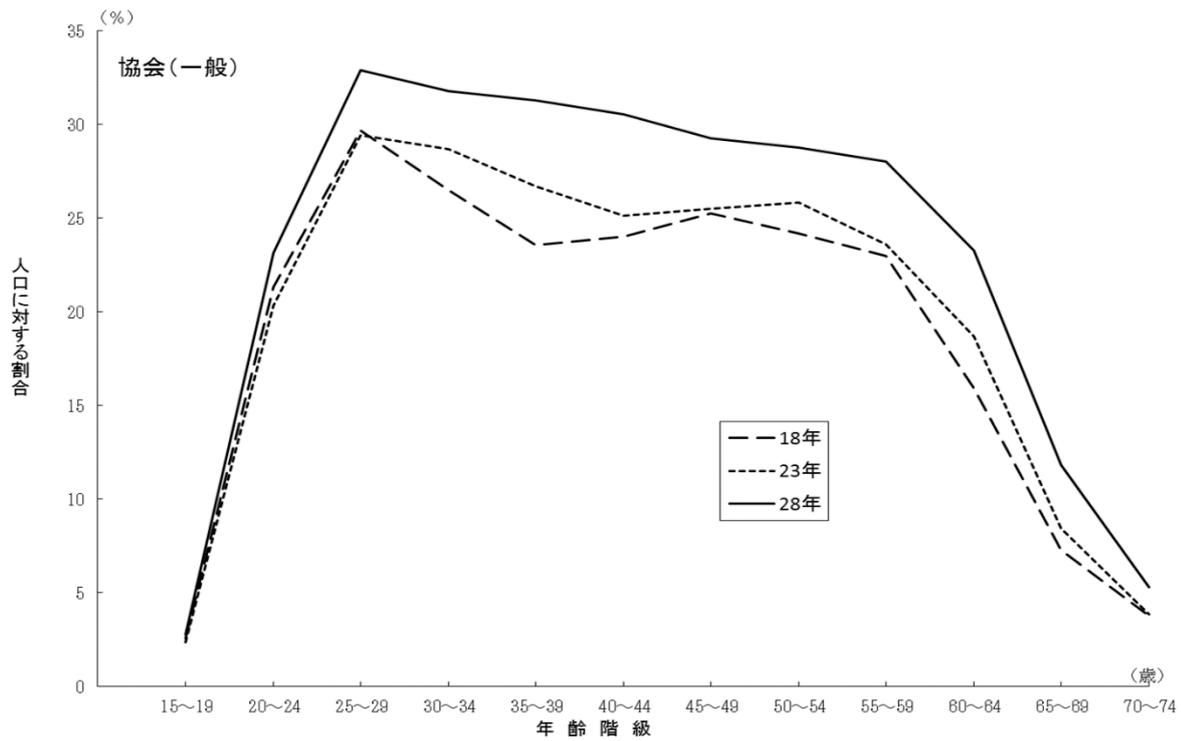
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成18年から平成23年にかけては、20歳代後半から60歳代後半で増加しており、平成23年から平成28年にかけては、全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成18年から平成23年にかけては、概ね全ての年齢階級で増加しており、平成23年から平成28年にかけては、40～44歳を除いた全ての年齢階級で概ね増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

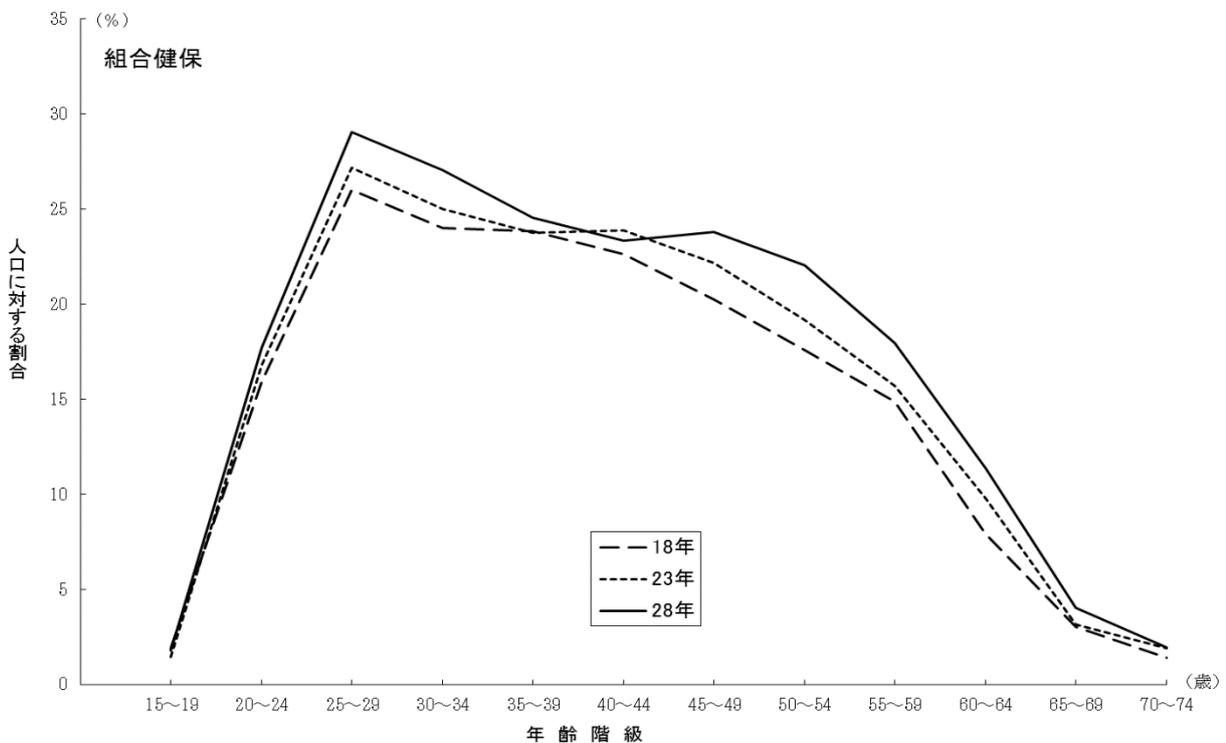


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



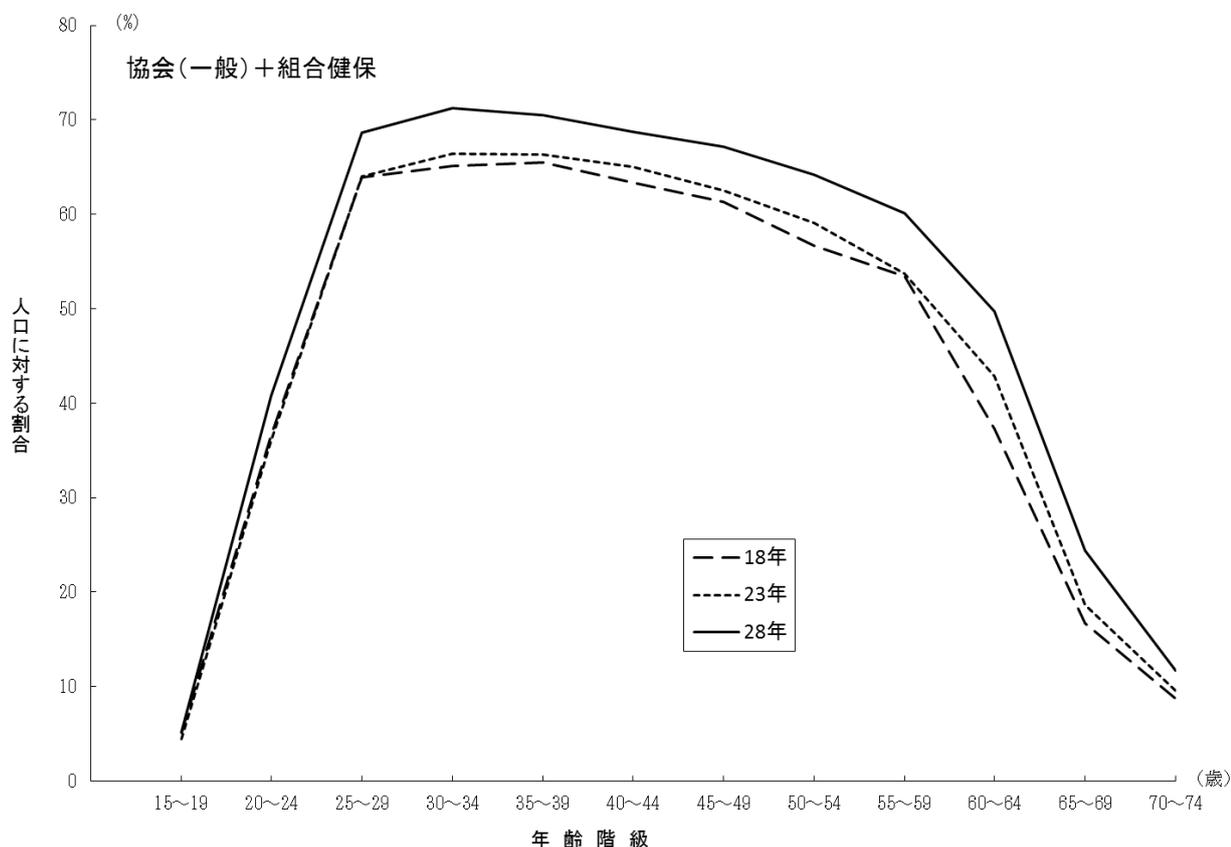
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成18年から平成23年にかけては、20歳代後半以降の全ての年齢階級で概ね増加しており、平成23年から平成28年にかけては、全ての年齢階級で増加している。

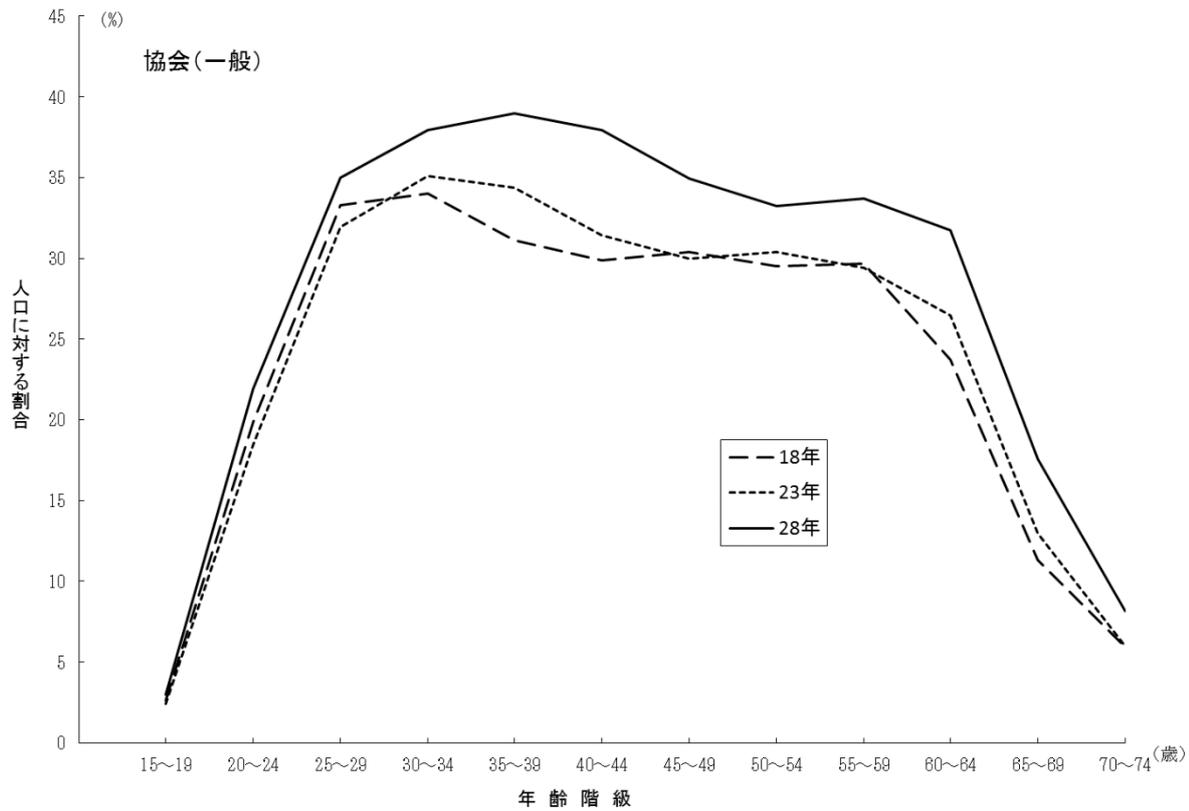
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成18年から平成23年にかけては、40歳代後半と50歳代後半を除いた30歳代前半以降の年齢階級で概ね増加しており、平成23年から平成28年にかけては、全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成18年から平成23年にかけては、30歳代を除いた全ての年齢階級で概ね増加しており、平成23年から平成28年にかけては、30歳代後半から40歳代前半を除いた全ての年齢階級で概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

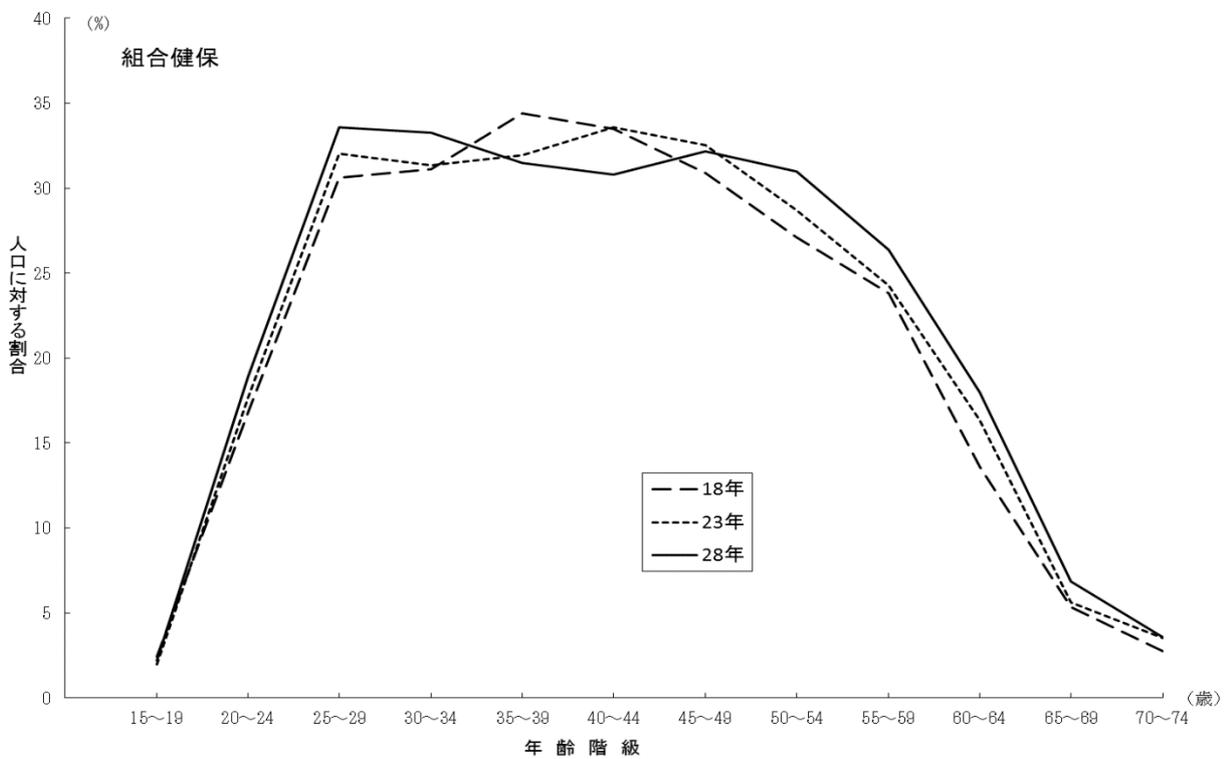


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



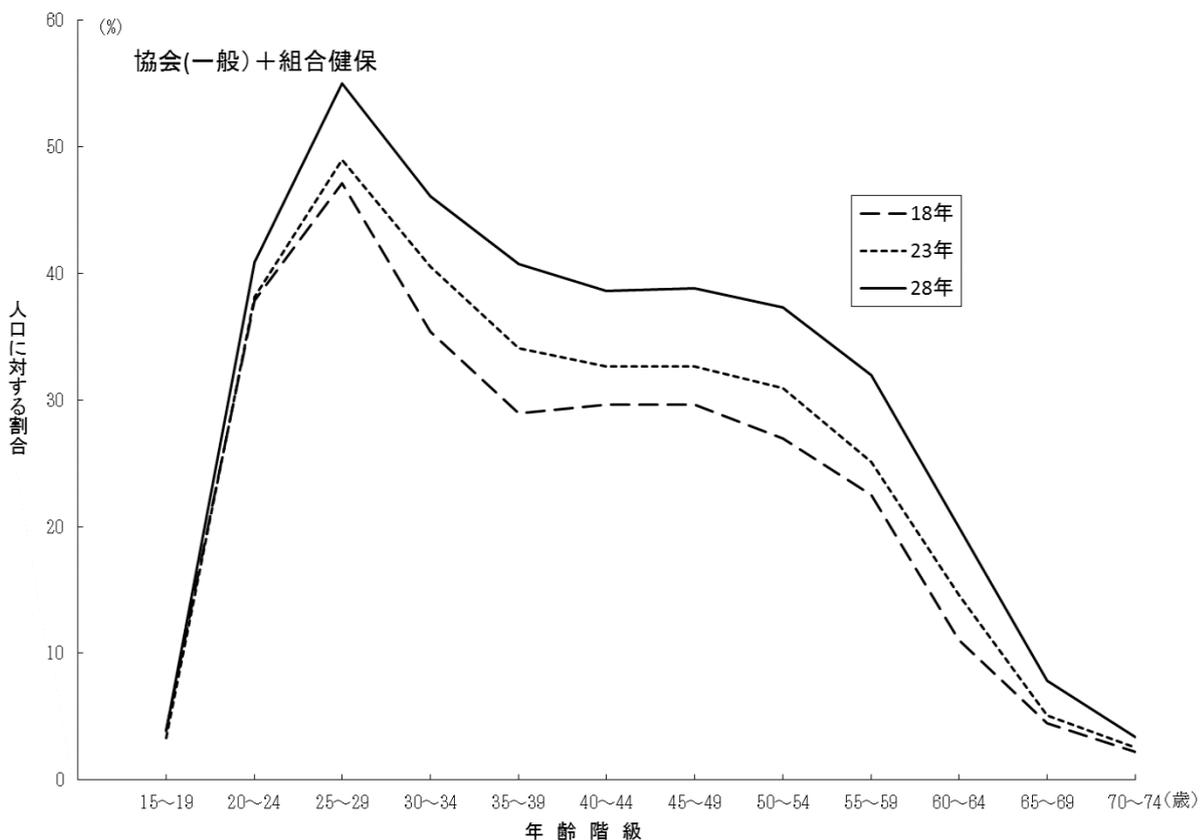
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成18年から平成23年にかけては、20歳代前半以降の全ての年齢階級で概ね増加しており、同様に、平成23年から平成28年にかけても、20歳代前半以降の全ての年齢階級で概ね増加している。なお、20歳代後半から50歳代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化が男性と同様にあるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

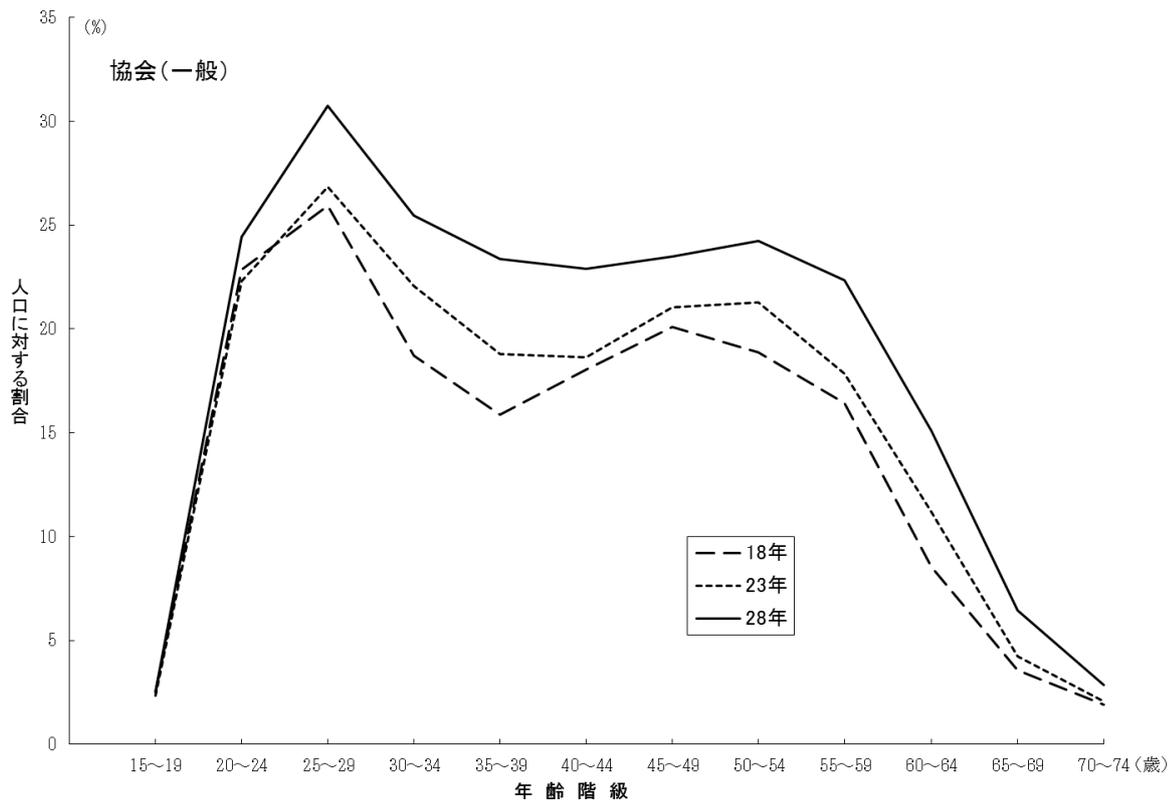
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを平成28年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20歳代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40歳代後半で再び増加に転じ、50歳代前半で再びピークを迎えた後に減少している。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

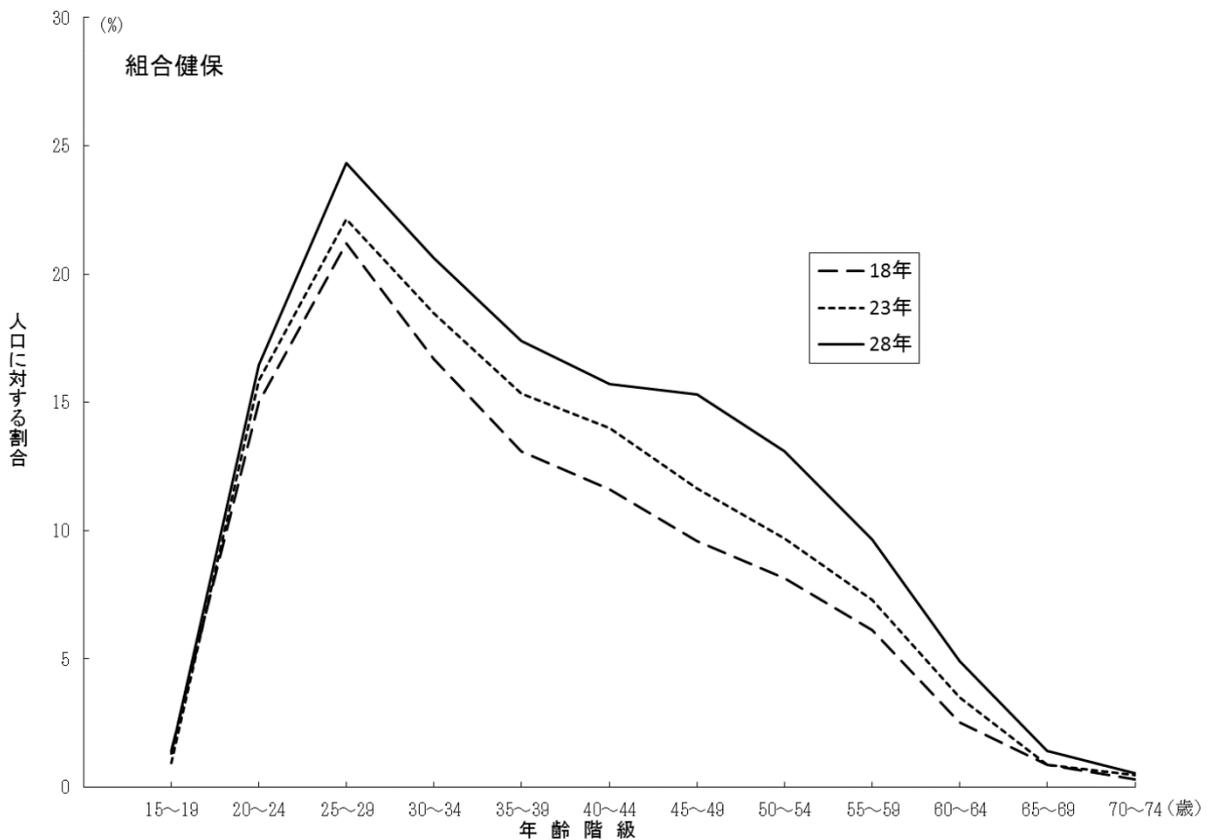


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートで見ると、学卒者の新規加入の影響によって20歳代で大きく増加し、定年退職の影響によって60歳代で大きく減少しており、平成18年から平成23年にかけては20～49歳のコーホートで概ね増加し、平成23年から平成28年にかけては20～59歳のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、65～69歳で減少している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.5	3.9	4.6	-	-	-
20～24	37.2	37.1	40.8	32.6	37.0	4.4
25～29	55.7	56.6	62.0	19.4	24.9	5.5
30～34	50.5	53.7	58.9	-2.0	2.2	4.2
35～39	47.4	50.5	55.8	0.0	2.1	2.2
40～44	46.6	49.0	53.9	1.6	3.4	1.9
45～49	45.5	47.7	53.1	1.0	4.1	3.1
50～54	41.8	45.0	50.8	-0.5	3.1	3.6
55～59	37.8	39.3	46.0	-2.5	1.0	3.5
60～64	23.8	28.5	34.6	-9.4	-4.7	4.7
65～69	10.3	11.6	15.9	-12.2	-12.6	-0.4
70～74	5.2	5.8	7.3	-4.5	-4.3	0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.4	2.8	-	-	-
20～24	21.3	20.3	23.1	17.8	20.8	3.0
25～29	29.7	29.4	32.9	8.1	12.6	4.5
30～34	26.5	28.7	31.8	-1.0	2.4	3.4
35～39	23.6	26.7	31.3	0.2	2.6	2.4
40～44	24.0	25.1	30.5	1.5	3.8	2.3
45～49	25.2	25.5	29.3	1.5	4.2	2.7
50～54	24.2	25.8	28.7	0.6	3.2	2.6
55～59	23.0	23.6	28.0	-0.6	2.2	2.8
60～64	15.9	18.7	23.3	-4.3	-0.3	4.0
65～69	7.3	8.4	11.8	-7.5	-6.9	0.6
70～74	3.8	3.9	5.3	-3.4	-3.1	0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.9	1.5	1.8	-	-	-
20～24	15.9	16.8	17.7	14.9	16.2	1.4
25～29	26.0	27.2	29.1	11.3	12.3	1.0
30～34	24.0	25.0	27.1	-1.0	-0.1	0.9
35～39	23.9	23.8	24.5	-0.2	-0.4	-0.2
40～44	22.6	23.9	23.4	0.0	-0.4	-0.4
45～49	20.3	22.2	23.8	-0.5	-0.1	0.4
50～54	17.6	19.2	22.1	-1.1	-0.1	1.0
55～59	14.9	15.7	18.0	-1.9	-1.2	0.7
60～64	7.9	9.8	11.4	-5.1	-4.4	0.7
65～69	3.0	3.1	4.0	-4.8	-5.8	-1.0
70～74	1.4	1.9	1.9	-1.1	-1.2	-0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20歳代で大きく増加し、定年退職の影響によって60歳代で大きく減少しており、平成18年から平成23年にかけては40歳代前半未満、平成23年から平成28年にかけては60歳代前半未満のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、全ての年齢階級で増加している。

なお、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてコーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対して、組合健保は60歳代前半から大きく減少し始めるが、これは退職の時期が協会（一般）と組合健保で異なっているからであると考えられる。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	5.1	4.4	5.2	-	-	-
20～24	36.7	36.1	40.8	31.1	36.4	5.3
25～29	63.9	64.0	68.6	27.3	32.5	5.2
30～34	65.1	66.4	71.2	2.5	7.3	4.7
35～39	65.5	66.3	70.5	1.2	4.0	2.8
40～44	63.4	65.0	68.8	-0.5	2.4	2.9
45～49	61.3	62.5	67.1	-0.9	2.1	3.0
50～54	56.7	59.1	64.2	-2.2	1.7	3.8
55～59	53.5	53.7	60.1	-3.0	1.0	4.0
60～64	37.3	42.8	49.7	-10.6	-3.9	6.7
65～69	16.7	18.6	24.4	-18.7	-18.4	0.3
70～74	8.7	9.5	11.7	-7.2	-6.9	0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.4	3.0	-	-	-
20～24	19.9	18.4	21.9	15.8	19.5	3.7
25～29	33.3	31.9	35.0	12.1	16.6	4.5
30～34	34.0	35.1	37.9	1.8	6.0	4.2
35～39	31.1	34.4	39.0	0.4	3.9	3.5
40～44	29.9	31.4	38.0	0.3	3.6	3.2
45～49	30.4	30.0	35.0	0.1	3.5	3.4
50～54	29.5	30.4	33.2	0.0	3.3	3.2
55～59	29.6	29.4	33.7	-0.1	3.3	3.4
60～64	23.7	26.5	31.7	-3.2	2.3	5.5
65～69	11.3	13.0	17.6	-10.7	-8.9	1.8
70～74	6.0	6.0	8.1	-5.4	-4.9	0.5

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.4	2.0	2.2	-	-	-
20～24	16.8	17.7	18.9	15.3	16.9	1.7
25～29	30.6	32.0	33.6	15.3	15.9	0.7
30～34	31.1	31.3	33.3	0.7	1.2	0.5
35～39	34.4	31.9	31.5	0.8	0.2	-0.7
40～44	33.5	33.6	30.8	-0.8	-1.1	-0.3
45～49	30.9	32.6	32.2	-1.0	-1.4	-0.5
50～54	27.1	28.7	31.0	-2.2	-1.6	0.6
55～59	23.8	24.3	26.4	-2.9	-2.3	0.5
60～64	13.6	16.3	18.0	-7.5	-6.3	1.2
65～69	5.4	5.6	6.9	-8.0	-9.5	-1.5
70～74	2.8	3.5	3.6	-1.8	-2.1	-0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、結婚、出産の影響により一度減少するが、その後、再就職により増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、65～69歳で減少している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.9	3.3	3.9	-	-	-
20～24	37.9	38.2	40.9	34.3	37.6	3.3
25～29	47.1	49.0	55.1	11.1	16.9	5.8
30～34	35.4	40.5	46.1	-6.6	-2.9	3.7
35～39	28.9	34.1	40.7	-1.3	0.2	1.5
40～44	29.7	32.6	38.6	3.7	4.5	0.8
45～49	29.7	32.7	38.8	3.0	6.2	3.1
50～54	27.0	30.9	37.3	1.3	4.6	3.4
55～59	22.5	25.1	32.0	-1.9	1.1	2.9
60～64	11.0	14.7	20.0	-7.9	-5.1	2.7
65～69	4.5	5.1	7.9	-5.9	-6.8	-0.9
70～74	2.2	2.5	3.4	-1.9	-1.7	0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.3	2.5	-	-	-
20～24	22.8	22.3	24.4	19.8	22.1	2.3
25～29	25.9	26.8	30.7	4.0	8.4	4.4
30～34	18.7	22.1	25.4	-3.8	-1.4	2.4
35～39	15.9	18.8	23.3	0.1	1.3	1.2
40～44	18.1	18.6	22.9	2.8	4.1	1.3
45～49	20.1	21.0	23.5	3.0	4.8	1.9
50～54	18.9	21.3	24.2	1.2	3.2	2.0
55～59	16.4	17.8	22.3	-1.0	1.1	2.1
60～64	8.5	11.2	15.1	-5.2	-2.8	2.5
65～69	3.6	4.2	6.4	-4.3	-4.7	-0.4
70～74	1.9	2.0	2.8	-1.5	-1.4	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成18年	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.4	0.9	1.3	-	-	-
20～24	15.0	15.8	16.4	14.4	15.5	1.1
25～29	21.2	22.1	24.3	7.1	8.5	1.4
30～34	16.7	18.5	20.6	-2.7	-1.5	1.2
35～39	13.1	15.3	17.4	-1.4	-1.1	0.3
40～44	11.6	14.0	15.7	0.9	0.4	-0.5
45～49	9.6	11.7	15.3	0.0	1.3	1.3
50～54	8.1	9.7	13.1	0.1	1.4	1.3
55～59	6.1	7.3	9.6	-0.8	0.0	0.8
60～64	2.5	3.5	4.9	-2.6	-2.4	0.3
65～69	0.9	0.9	1.4	-1.6	-2.1	-0.4
70～74	0.3	0.5	0.5	-0.4	-0.3	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、同じ年齢階級でみると、子の扶養率は出生率の減少や未婚率の増加の影響で60歳未満の年齢階級では年々減少している。また、平成28年における扶養率のピークは、協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

次に、その特徴をコーホートで①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

① 20歳～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

平成23年から平成28年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）では、30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっており、組合健保では、35～39歳が最も大きく、次いで30～34歳となっている。

② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により扶養率は減少している。

平成23年から平成28年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）、組合健保ともに45歳以降は減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は40歳代前半まで、組合健保は30歳代前半までは減少しているが、その後は協会（一般）、組合健保ともに50歳代前半まで一度増加し、50歳代後半から再び減少している。なお、組合健保は70歳代前半で再び増加する。

表22 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成18年 (75歳以上を除く)	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差②-①
総数	0.675	0.657	0.608	-	-	-
15～19歳	0.014	0.012	0.013	-	-	-
20～24	0.100	0.090	0.073	0.076	0.060	-0.016
25～29	0.311	0.311	0.252	0.211	0.162	-0.049
30～34	0.677	0.669	0.644	0.358	0.333	-0.025
35～39	1.020	0.957	0.943	0.281	0.273	-0.007
40～44	1.272	1.102	1.031	0.082	0.073	-0.009
45～49	1.287	1.125	0.956	-0.147	-0.146	0.002
50～54	0.904	0.888	0.743	-0.399	-0.382	0.017
55～59	0.407	0.477	0.438	-0.427	-0.450	-0.023
60～64	0.173	0.206	0.209	-0.201	-0.268	-0.067
65～69	0.094	0.113	0.120	-0.060	-0.087	-0.027
70～74	0.066	0.078	0.081	-0.016	-0.032	-0.016

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成18年 (75歳以上を除く)	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差②-①
総数	0.749	0.727	0.695	-	-	-
15～19歳	0.000	0.008	0.000	-	-	-
20～24	0.052	0.062	0.037	0.062	0.029	-0.032
25～29	0.199	0.230	0.195	0.179	0.134	-0.045
30～34	0.618	0.612	0.590	0.413	0.360	-0.054
35～39	1.022	0.970	0.981	0.351	0.368	0.017
40～44	1.290	1.134	1.121	0.111	0.151	0.039
45～49	1.401	1.221	1.123	-0.069	-0.011	0.057
50～54	1.026	1.026	0.913	-0.375	-0.308	0.067
55～59	0.451	0.541	0.508	-0.485	-0.518	-0.033
60～64	0.166	0.206	0.211	-0.245	-0.330	-0.086
65～69	0.093	0.097	0.101	-0.069	-0.106	-0.037
70～74	0.058	0.059	0.071	-0.033	-0.026	0.007

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

同じ年齢階級で見ると、配偶者の扶養率は被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートで見ると次のようになる。

平成23年から平成28年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）は30歳代後半まで、組合健保は40歳代前半まで増加するが、その後一度減少する。その後、60歳代前半から再び増加し、70歳代前半で減少に転じている。

この変化の要因は、それぞれ40歳代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60歳代前半からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は全ての年齢階級において減少している。組合健保は30歳代後半までは減少しているが、その後は50歳代前半まで一度増加し、50歳代後半から再び減少している。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成18年 (75歳以上を除く)	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差②-①
総数	0.429	0.412	0.365	-	-	-
15～19歳	0.019	0.016	0.015	-	-	-
20～24	0.084	0.073	0.053	0.055	0.038	-0.017
25～29	0.211	0.192	0.141	0.108	0.068	-0.040
30～34	0.369	0.332	0.280	0.121	0.088	-0.033
35～39	0.454	0.414	0.359	0.045	0.027	-0.018
40～44	0.481	0.438	0.383	-0.017	-0.031	-0.014
45～49	0.471	0.436	0.380	-0.044	-0.058	-0.014
50～54	0.478	0.442	0.386	-0.029	-0.050	-0.021
55～59	0.534	0.490	0.427	0.012	-0.015	-0.028
60～64	0.633	0.599	0.529	0.065	0.039	-0.026
65～69	0.655	0.642	0.601	0.009	0.002	-0.007
70～74	0.611	0.582	0.562	-0.073	-0.081	-0.008

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成18年 (75歳以上を除く)	23年	28年	18年→23年①	23年→28年②	差②-①
総数	0.498	0.476	0.428	-	-	-
15～19歳	0.000	0.016	0.000	-	-	-
20～24	0.045	0.057	0.029	0.057	0.012	-0.044
25～29	0.167	0.171	0.129	0.126	0.072	-0.054
30～34	0.374	0.361	0.291	0.195	0.120	-0.075
35～39	0.529	0.472	0.415	0.098	0.054	-0.044
40～44	0.591	0.535	0.477	0.006	0.005	0.000
45～49	0.618	0.562	0.508	-0.029	-0.027	0.003
50～54	0.633	0.585	0.531	-0.033	-0.031	0.002
55～59	0.680	0.634	0.581	0.001	-0.004	-0.005
60～64	0.752	0.710	0.651	0.029	0.017	-0.012
65～69	0.781	0.778	0.733	0.026	0.024	-0.002
70～74	0.797	0.771	0.758	-0.010	-0.020	-0.010

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約6割、50人未満の事業所が全体の約96%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が9割弱、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、金融業・保険業、医療・福祉及び公務については、100～299人の割合の方が高くなっており、複合サービス業については、事業所規模1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成28年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	61.9%	17.7%	16.7%	2.1%	1.2%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	59.8%	22.9%	15.8%	1.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	42.6%	22.5%	31.8%	2.2%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	63.5%	20.9%	14.6%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	47.6%	19.9%	26.0%	3.9%	2.2%	0.3%	0.1%	0.0%
食品	100.0%	44.8%	19.0%	26.7%	5.1%	3.3%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	55.7%	18.4%	21.6%	2.9%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	57.7%	20.0%	19.6%	1.7%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	43.0%	19.6%	29.7%	4.6%	2.6%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	44.8%	22.6%	27.3%	3.4%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	43.1%	20.3%	28.7%	4.7%	2.7%	0.3%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	53.1%	18.8%	23.1%	3.1%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	64.2%	17.7%	15.3%	1.7%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%
情報通信業	100.0%	69.0%	14.8%	13.9%	1.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	35.4%	19.3%	35.4%	5.8%	3.3%	0.4%	0.3%	0.2%
卸売業・小売業	100.0%	65.6%	17.6%	14.2%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	74.5%	15.6%	7.8%	0.9%	0.9%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	86.9%	7.5%	4.8%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	74.5%	14.5%	9.9%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	66.3%	16.7%	14.2%	1.7%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	62.6%	17.0%	16.9%	2.2%	1.1%	0.2%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	59.3%	15.8%	21.6%	1.9%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	46.9%	19.5%	24.3%	4.9%	3.5%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	73.3%	11.7%	9.6%	1.8%	1.9%	0.8%	0.6%	0.3%
サービス業	100.0%	61.7%	18.3%	16.0%	2.2%	1.4%	0.3%	0.2%	0.1%
公務	100.0%	47.8%	15.2%	20.9%	5.7%	6.6%	1.8%	1.4%	0.5%

(2) 被保険者数

	計	1~4人	5~9	10~49	50~99	100~299	300~499	500~999	1000人以上
総数	100.0%	9.4%	10.2%	29.3%	12.7%	17.4%	6.3%	6.5%	8.2%
農林水産業	100.0%	15.9%	20.0%	37.7%	9.8%	7.3%	2.1%	1.7%	5.5%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	6.5%	13.0%	53.0%	12.4%	10.1%	5.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	18.1%	22.3%	42.6%	8.0%	5.4%	1.4%	1.3%	0.8%
製造業	100.0%	5.5%	8.0%	32.6%	16.2%	20.8%	6.4%	5.7%	4.8%
食品	100.0%	3.7%	5.5%	24.6%	15.3%	23.2%	9.3%	9.6%	9.0%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.7%	11.0%	38.3%	17.8%	17.5%	2.8%	3.4%	0.5%
木材・木製品	100.0%	11.4%	14.1%	41.0%	12.5%	15.1%	3.8%	0.0%	2.1%
化学工業	100.0%	4.5%	7.0%	33.4%	16.9%	22.1%	7.3%	6.3%	2.5%
金属工業	100.0%	6.6%	10.7%	39.7%	16.5%	17.9%	4.6%	3.1%	0.8%
機械器具	100.0%	4.4%	6.9%	31.0%	16.6%	22.4%	6.4%	5.8%	6.5%
その他	100.0%	7.6%	9.5%	36.1%	16.2%	18.5%	5.2%	4.1%	2.8%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	10.9%	12.0%	30.8%	12.2%	15.1%	3.8%	3.1%	12.1%
情報通信業	100.0%	14.3%	12.8%	35.8%	13.2%	14.4%	4.4%	2.3%	2.7%
運輸業・郵便業	100.0%	2.5%	5.1%	29.9%	15.6%	20.6%	6.3%	6.9%	13.2%
卸売業・小売業	100.0%	12.5%	12.2%	29.3%	11.0%	14.0%	5.2%	5.5%	10.2%
金融業・保険業	100.0%	17.3%	12.7%	18.9%	7.8%	20.5%	6.9%	7.9%	8.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	31.6%	12.0%	23.5%	8.6%	10.3%	3.6%	4.3%	6.1%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	22.1%	16.8%	32.0%	9.8%	9.7%	3.2%	4.1%	2.4%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	10.9%	10.4%	26.5%	11.1%	13.2%	5.3%	6.5%	16.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	10.1%	10.4%	31.8%	13.6%	15.8%	5.7%	6.2%	6.5%
教育・学習支援業	100.0%	7.9%	8.0%	34.6%	9.7%	13.0%	5.4%	11.9%	9.6%
医療・福祉	100.0%	3.4%	5.8%	23.7%	15.7%	26.4%	9.9%	8.5%	6.5%
複合サービス業	100.0%	4.9%	3.2%	8.3%	5.4%	14.5%	12.4%	17.5%	33.7%
サービス業	100.0%	8.3%	9.0%	24.0%	11.3%	17.4%	7.3%	8.0%	14.8%
公務	100.0%	1.6%	2.2%	9.7%	8.5%	24.5%	14.7%	19.8%	19.0%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(平成28年9月) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（59,205人）及び異動者（40,990人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の17.2%に対し23.9%、20～39歳では総人口の22.0%に対し25.0%、40～64歳では総人口の33.6%に対し41.0%と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高くなっているが、65～74歳では、総人口の13.9%に対して9.7%と、船員保険の方が低くなっている。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、35歳未満及び50～64歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合となっているが、汽船等については15～24歳、漁船（ろ）については20～24歳、漁船（い）については30～34歳で一つめのピークを迎えている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成28年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (68.1)	100.0 (2.2)	100.0 (26.3)
0～4歳	3.9	5.6	5.6	5.1	6.4
5～9	4.2	5.6	5.7	5.2	6.0
10～14	4.3	5.6	5.9	4.0	5.5
15～19	4.8	7.0	7.2	6.2	7.2
20～24	4.8	7.4	7.3	7.4	8.2
25～29	5.0	5.7	5.9	7.1	5.4
30～34	5.7	5.9	5.9	8.2	6.4
35～39	6.4	6.1	6.1	6.7	6.3
40～44	7.7	6.7	7.2	8.2	5.8
45～49	7.3	7.2	7.6	7.2	6.5
50～54	6.2	7.7	8.0	7.7	7.4
55～59	5.9	9.6	9.5	11.1	9.4
60～64	6.4	9.9	8.9	8.6	9.7
65～69	8.1	7.4	6.6	5.6	7.2
70～74	5.8	2.3	2.2	1.5	2.3
75歳以上	13.3	0.4	0.4	0.2	0.3
（再 掲）					
0～19	17.2	23.9	24.3	20.5	25.2
うち未就学児	5.8	7.3	7.3	6.7	8.3
20～39	22.0	25.0	25.2	29.4	26.2
40～64	33.6	41.0	41.3	42.8	38.9
65～74	13.9	9.7	8.8	7.1	9.4
平均年齢（歳）	—	38.9	38.3	38.7	38.2

（注1） 「総人口」は、総務省統計局「平成28年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2） カッコ内は総数に対する割合である。

図 1 - 1 船員保険加入者の年齢構成（平成28年10月1日現在）

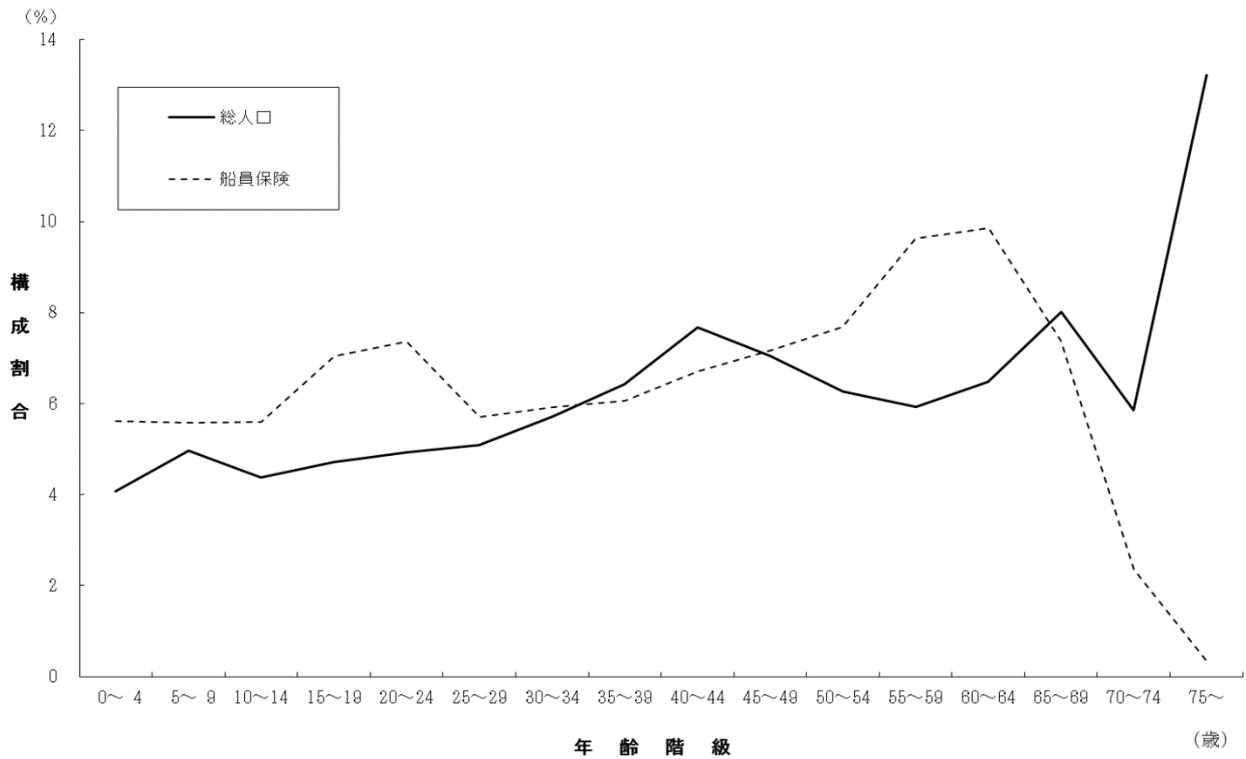
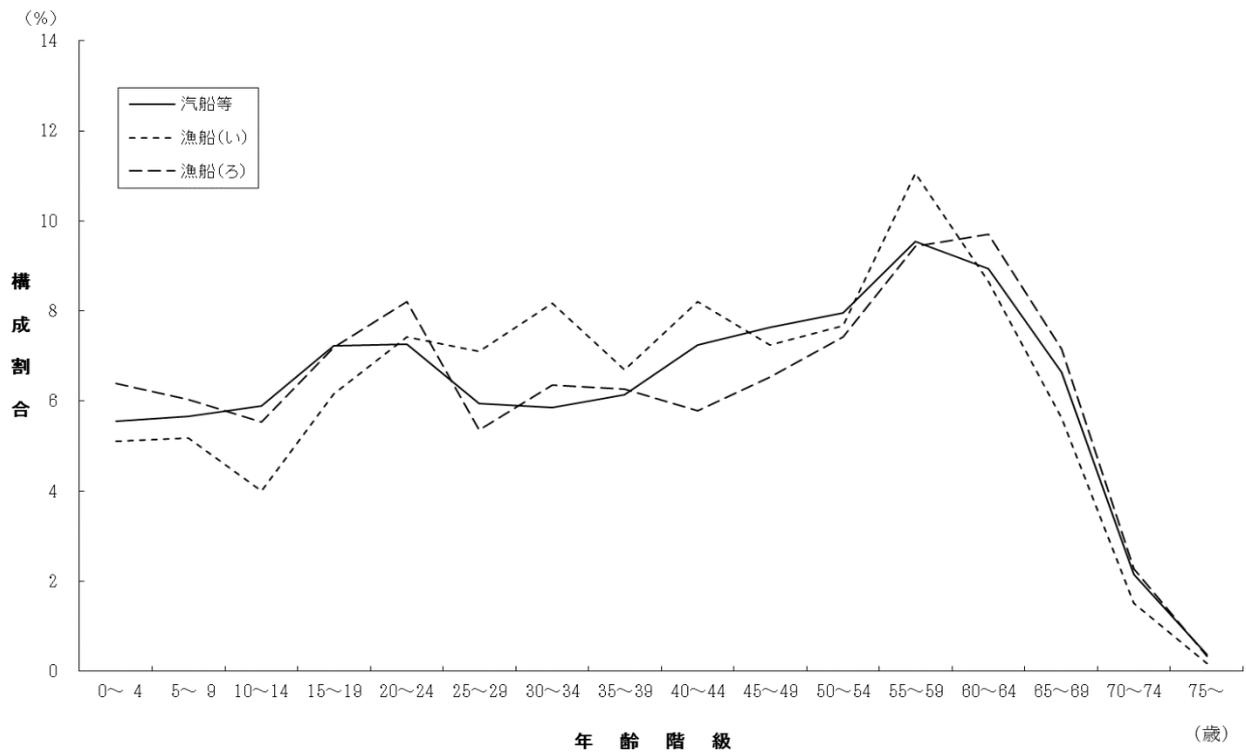


図 1 - 2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成28年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成24～28年までの調査結果を示したものが表2である。

まず、20歳未満の構成割合は増加傾向であり、平成28年には1.6%となっている。20～39歳の構成割合も増加傾向であり、平成28年には32.1%となっている。40～64歳の構成割合は減少傾向であり、平成28年には53.9%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向であり、平成28年には11.7%となっている。

次に、平成28年の年齢構成を男女別にみると、男性は60～64歳の割合が最も高く13.2%、続いて55～59歳の12.8%、50～54歳の10.0%となっており、45～64歳で半数弱を占めている。女性は20～24歳の割合が最も高く24.0%、続いて25～29歳の21.4%となっており、20歳代で半数弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）は、ともに55～59歳の割合が最も高く、それぞれ12.9%、13.0%となっており、漁船（ろ）は60～64歳の割合が最も高く、12.9%となっている。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向であり、平成28年には47.4歳となっている。男女別の平均年齢は、男性が47.6歳、女性が34.9歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が47.2歳、漁船（い）が44.1歳、漁船（ろ）が46.3歳である。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成24年	25年	26年	27年	28年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.4)	100.0 (1.6)	100.0 (66.6)	100.0 (2.7)	100.0 (26.9)
15～19歳	1.0	1.2	1.3	1.5	1.6	1.5	6.3	1.0	2.6	3.1
20～24	7.2	7.4	7.7	8.0	8.2	8.0	24.0	7.5	9.3	10.9
25～29	7.1	7.3	7.6	7.8	8.0	7.8	21.4	8.8	9.8	6.5
30～34	7.2	7.3	7.4	7.6	7.9	7.8	11.4	7.9	11.0	8.3
35～39	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	8.0	6.9	8.2	8.7	8.3
40～44	8.6	8.6	8.6	8.7	8.8	8.9	6.3	9.7	10.7	7.5
45～49	9.5	9.6	9.4	9.2	9.4	9.4	7.6	10.1	8.9	8.6
50～54	11.9	11.5	11.0	10.6	9.9	10.0	4.5	10.5	9.4	9.6
55～59	17.0	15.7	14.7	13.6	12.7	12.8	3.3	12.9	13.0	12.7
60～64	14.7	14.6	14.1	13.6	13.1	13.2	2.4	12.0	9.6	12.9
65～69	5.2	6.2	7.2	8.4	9.3	9.4	3.5	8.5	5.9	8.9
70～74	1.9	2.0	2.3	2.3	2.4	2.4	1.2	2.1	0.7	2.0
75歳以上	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	1.3	0.8	0.3	0.7
(再掲) 20～39歳	29.7	30.1	30.7	31.4	32.1	31.6	63.7	32.5	38.8	34.0
40～64	61.8	60.1	57.9	55.8	53.9	54.4	24.0	55.2	51.7	51.2
65～74	7.1	8.2	9.5	10.7	11.7	11.8	4.7	10.6	6.6	11.0
平均年齢（歳）	47.8	47.7	47.6	47.5	47.4	47.6	34.9	47.2	44.1	46.3

（注1）平成27年以前の数値は、男女総数のものである。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。□

3. 被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、平成24～28年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向であり、平成28年には44.2%となっている。20～39歳の割合は減少傾向であり、平成28年には18.6%となっている。40～64歳の割合は減少傾向であり、平成28年には29.3%となっている。65～74歳の割合は増加傾向であり、平成28年には7.9%となっている。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (69.5)	100.0 (1.8)	100.0 (25.7)
0～4歳	9.3	9.7	10.1	10.4	10.7	10.4	12.3	12.5
5～9	9.1	9.3	9.5	10.1	10.7	10.6	12.5	11.8
10～14	11.4	11.2	11.1	10.8	10.7	11.0	9.6	10.8
15～19	13.2	13.0	12.6	12.4	12.0	12.7	11.2	11.1
20～24	7.3	7.1	6.9	6.8	6.6	7.0	4.8	5.6
25～29	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.4	3.2	4.3
30～34	3.8	3.9	4.1	4.2	4.1	4.1	4.3	4.5
35～39	4.3	4.4	4.2	4.2	4.3	4.3	3.8	4.3
40～44	4.8	4.7	4.7	4.8	4.7	5.1	4.7	4.1
45～49	5.2	5.1	5.1	5.0	5.1	5.5	4.9	4.6
50～54	6.7	6.4	6.1	6.0	5.6	5.8	5.2	5.3
55～59	7.8	7.6	7.4	7.1	6.8	6.6	8.3	6.3
60～64	7.4	7.3	7.1	7.0	6.9	6.2	7.3	6.7
65～69	3.3	3.9	4.5	5.0	5.6	5.0	5.2	5.5
70～74	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.2	2.7	2.5
75歳以上	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-
(再掲)								
0～19歳	42.9	43.1	43.4	43.7	44.2	44.7	45.7	46.2
うち未就学児	11.9	12.4	13.1	13.6	14.0	13.6	16.2	16.3
20～39	19.4	19.3	19.1	18.8	18.6	18.9	16.1	18.7
40～64	31.8	31.1	30.5	30.0	29.3	29.2	30.3	27.1
65～74	5.9	6.4	7.0	7.5	7.9	7.2	7.9	8.0

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、平成28年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は52.6%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は9.0%である。配偶者の割合は42.1%であり、55～59歳の割合が最も高くなっている。直系尊属は3.8%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.4%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成28年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.6	42.1	3.8	1.4
0～4歳	10.7	10.6	-	-	0.1
5～9	10.7	10.6	-	-	0.1
10～14	10.7	10.6	-	-	0.1
15～19	12.0	11.9	0.0	-	0.2
20～24	6.6	5.8	0.7	-	0.1
25～29	3.6	1.6	2.0	-	0.1
30～34	4.1	0.9	3.2	-	0.0
35～39	4.3	0.5	3.8	0.0	0.1
40～44	4.7	0.2	4.5	0.0	0.1
45～49	5.1	0.0	5.0	0.1	0.1
50～54	5.6	0.0	5.4	0.1	0.1
55～59	6.8	-	6.5	0.3	0.1
60～64	6.9	-	6.2	0.6	0.1
65～69	5.6	-	4.2	1.3	0.1
70～74	2.3	-	0.8	1.4	0.1
75歳以上	-	-	-	-	-
(再掲) 未就学児	14.0	13.9	-	-	0.1

4. 年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成24年～28年の調査結果を示したものが表5であり、平成28年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。

年齢階級総数における扶養率は減少傾向にあり、平成28年は1.097となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成28年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね増加して40～44歳の1.831でピークとなる。それ以降は減少に転じ、平均扶養率は1.114となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は0.079となっている。

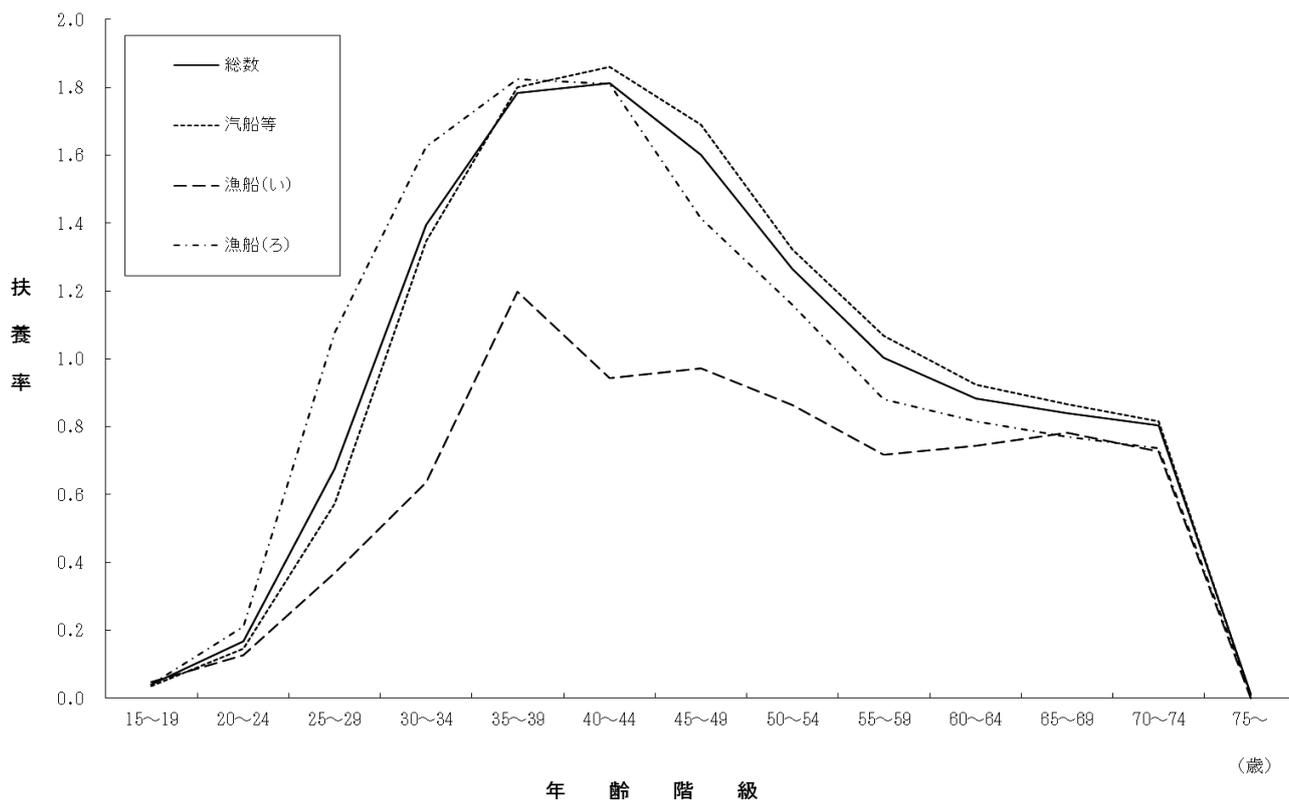
また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が1.145、漁船（い）が0.708、漁船（ろ）が1.050となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等は40～44歳、漁船（い）及び漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後減少に転じているが、漁船（い）については、55～74歳ではほぼ横ばいである。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成24年	25年	26年	27年	平成28年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.206	1.182	1.153	1.124	1.097	1.114	0.079	1.145	0.708	1.050
15～19歳	0.047	0.052	0.036	0.046	0.040	0.043	-	0.036	0.048	0.039
20～24	0.191	0.198	0.178	0.168	0.167	0.174	0.027	0.145	0.126	0.210
25～29	0.787	0.749	0.717	0.712	0.677	0.706	0.035	0.572	0.369	1.077
30～34	1.422	1.425	1.474	1.411	1.395	1.425	0.140	1.346	0.635	1.624
35～39	1.791	1.780	1.774	1.803	1.784	1.806	0.246	1.800	1.197	1.825
40～44	1.881	1.859	1.816	1.819	1.813	1.831	0.220	1.862	0.943	1.810
45～49	1.793	1.737	1.705	1.651	1.600	1.618	0.197	1.691	0.972	1.413
50～54	1.431	1.406	1.362	1.321	1.264	1.273	0.024	1.322	0.863	1.159
55～59	1.088	1.070	1.043	1.021	1.002	1.006	0.032	1.068	0.717	0.881
60～64	0.932	0.923	0.910	0.896	0.882	0.885	0.043	0.925	0.744	0.815
65～69	0.893	0.903	0.882	0.858	0.841	0.846	-	0.867	0.781	0.770
70～74	0.780	0.815	0.822	0.801	0.805	0.811	-	0.815	0.727	0.735
75歳以上	0.004	0.004	0.003	0.003	0.011	0.012	-	0.009	-	0.009

(注) 平成27年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成28年10月1日現在）



次に、平成28年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.577、配偶者は0.462、直系尊属は0.042、その他は0.015となっている。

被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40~44歳で、それぞれ1.200、0.121である。配偶者の扶養率は、35~54歳で横ばいとなっているものの概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは70~74歳の0.702である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	1.097	0.577	0.462	0.042	0.015
15~19歳	0.040	0.010	0.013	0.008	0.010
20~24	0.167	0.074	0.059	0.024	0.010
25~29	0.677	0.398	0.224	0.044	0.011
30~34	1.395	0.914	0.403	0.068	0.011
35~39	1.784	1.176	0.486	0.107	0.016
40~44	1.813	1.200	0.475	0.121	0.017
45~49	1.600	1.011	0.475	0.094	0.020
50~54	1.264	0.735	0.484	0.028	0.017
55~59	1.002	0.435	0.545	0.002	0.020
60~64	0.882	0.231	0.635	0.000	0.016
65~69	0.841	0.124	0.700	-	0.017
70~74	0.805	0.087	0.702	-	0.015
75歳以上	0.011	-	0.011	-	-

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

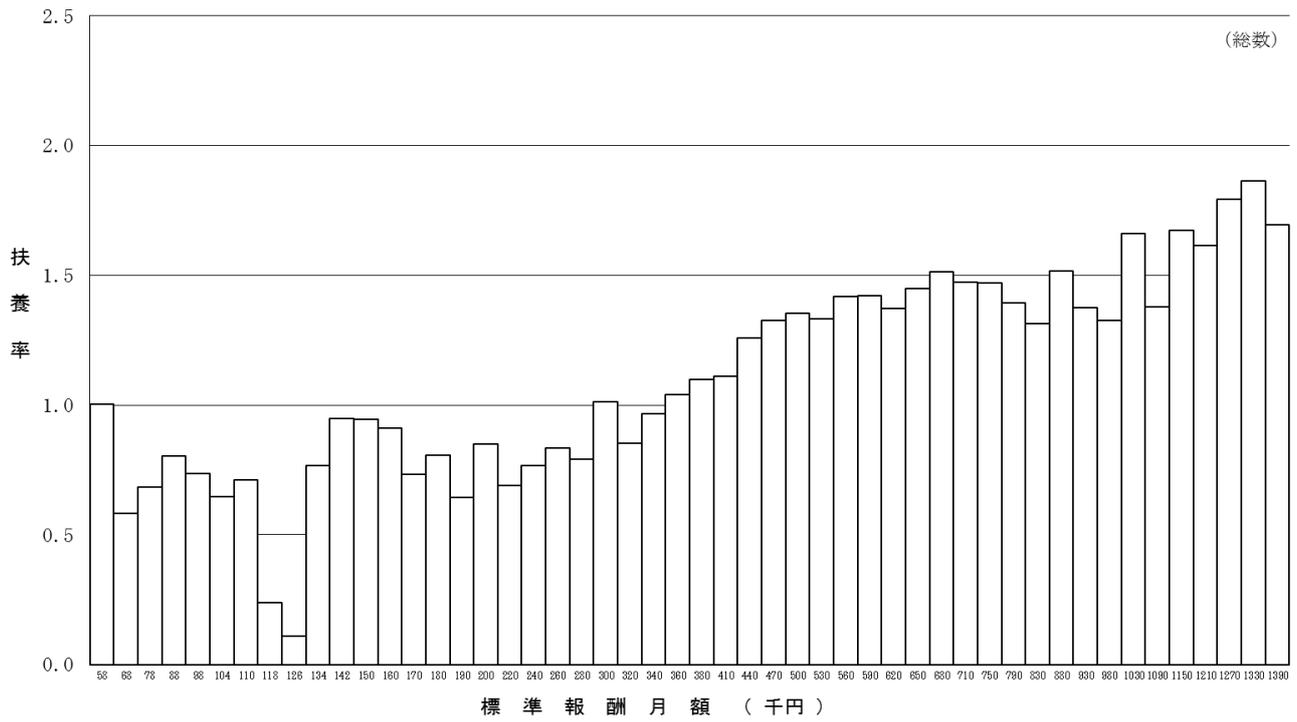
男性についてみると、概ね標準報酬月額28万円程度から68万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、標準報酬月額133万円の1.865で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は標準報酬月額127万円の2.094、漁船（い）は標準報酬月額93万円の4.000、漁船（ろ）は標準報酬月額133万円の1.667で扶養率が最も高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.097	1.114	0.079	1.145	0.708	1.050
58,000円	1.003	1.013	0.250	0.686	0.545	1.259
68,000	0.583	0.609	0.000	0.471	-	0.560
78,000	0.685	0.714	0.000	0.576	-	0.720
88,000	0.803	0.838	0.000	0.568	-	1.100
98,000	0.735	0.762	0.125	0.768	0.000	0.562
104,000	0.648	0.662	0.200	0.574	1.000	0.737
110,000	0.713	0.726	0.000	0.705	0.000	0.769
118,000	0.239	0.236	0.600	0.792	1.200	0.163
126,000	0.110	0.111	0.000	0.760	0.200	0.058
134,000	0.766	0.774	0.000	0.857	-	0.724
142,000	0.949	0.980	0.167	0.840	-	1.041
150,000	0.945	0.965	0.000	0.775	0.857	1.090
160,000	0.912	0.942	0.000	0.741	0.167	1.004
170,000	0.733	0.762	0.105	0.643	0.111	0.918
180,000	0.807	0.838	0.139	0.738	0.607	0.951
190,000	0.644	0.678	0.036	0.491	0.400	0.757
200,000	0.850	0.888	0.038	0.658	0.407	1.036
220,000	0.689	0.733	0.101	0.598	0.280	0.849
240,000	0.768	0.806	0.021	0.651	0.489	1.054
260,000	0.833	0.866	0.029	0.755	0.644	1.024
280,000	0.792	0.816	0.015	0.755	0.644	0.976
300,000	1.011	1.027	0.129	1.029	0.424	1.071
320,000	0.852	0.867	0.091	0.810	0.630	1.050
340,000	0.967	0.983	0.044	0.949	0.859	1.074
360,000	1.039	1.049	0.129	1.059	0.635	1.044
380,000	1.100	1.109	0.034	1.146	0.790	0.961
410,000	1.112	1.120	0.122	1.171	0.729	1.226
440,000	1.258	1.263	0.300	1.299	0.858	1.153
470,000	1.326	1.331	0.154	1.356	0.962	1.223
500,000	1.354	1.361	0.000	1.404	0.746	1.189
530,000	1.332	1.336	0.444	1.371	1.133	1.162
560,000	1.420	1.423	0.000	1.488	1.081	1.188
590,000	1.422	1.426	0.200	1.513	0.781	1.222
620,000	1.373	1.381	0.125	1.457	0.444	1.115
650,000	1.449	1.452	0.000	1.521	0.526	1.342
680,000	1.513	1.519	0.000	1.652	1.769	1.253
710,000	1.475	1.478	0.000	1.506	1.308	1.427
750,000	1.472	1.479	0.250	1.559	0.800	1.341
790,000	1.392	1.404	0.000	1.427	1.100	1.357
830,000	1.315	1.321	0.000	1.413	0.556	1.271
880,000	1.518	1.518	-	1.623	-	1.471
930,000	1.375	1.384	0.000	1.602	4.000	1.223
980,000	1.326	1.326	-	1.136	0.667	1.469
1,030,000	1.660	1.663	1.000	1.911	1.000	1.512
1,090,000	1.378	1.386	0.000	1.582	-	1.248
1,150,000	1.677	1.677	-	2.000	1.000	1.481
1,210,000	1.612	1.626	0.000	1.703	3.000	1.551
1,270,000	1.792	1.792	-	2.094	-	1.550
1,330,000	1.865	1.865	-	2.086	-	1.667
1,390,000	1.694	1.694	-	2.074	1.833	1.555

図3 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、概ね総報酬額100万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。1,700万円以上1,750万円未満の2.125で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は1,500万円以上1,550万円未満の2.175、漁船（い）は1,250万円以上1,300万円未満および1,450万円以上1,500万円未満の3.000、漁船（ろ）は1,600万円以上1,650万円未満の4.000で扶養率が最も高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成28年10月1日現在）

総報酬額階級	総 数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	1.097	1.114	0.079	1.145	0.708	1.050
～ 999,000 円	0.909	0.924	0.125	0.649	0.545	1.113
1,000,000 ～ 1,499,000	0.468	0.475	0.188	0.704	0.167	0.319
1,500,000 ～ 1,999,000	0.641	0.650	0.032	0.765	0.556	0.598
2,000,000 ～ 2,499,000	0.829	0.857	0.073	0.706	0.446	0.961
2,500,000 ～ 2,999,000	0.747	0.777	0.108	0.621	0.380	0.954
3,000,000 ～ 3,499,000	0.830	0.861	0.014	0.770	0.490	1.002
3,500,000 ～ 3,999,000	0.922	0.944	0.068	0.908	0.432	1.037
4,000,000 ～ 4,499,000	0.899	0.922	0.042	0.890	0.571	1.003
4,500,000 ～ 4,999,000	0.985	0.996	0.026	1.001	0.637	1.065
5,000,000 ～ 5,499,000	1.080	1.091	0.111	1.092	0.647	1.121
5,500,000 ～ 5,999,000	1.145	1.153	0.161	1.145	0.904	1.203
6,000,000 ～ 6,499,000	1.228	1.233	0.269	1.263	0.837	1.161
6,500,000 ～ 6,999,000	1.352	1.358	0.294	1.379	1.028	1.241
7,000,000 ～ 7,499,000	1.338	1.345	0.100	1.395	0.917	1.188
7,500,000 ～ 7,999,000	1.470	1.475	0.111	1.501	1.200	1.344
8,000,000 ～ 8,499,000	1.498	1.503	0.000	1.538	1.286	1.347
8,500,000 ～ 8,999,000	1.504	1.508	0.000	1.537	1.217	1.409
9,000,000 ～ 9,499,000	1.433	1.441	0.111	1.494	0.765	1.341
9,500,000 ～ 9,999,000	1.512	1.517	0.000	1.591	1.278	1.305
10,000,000 ～ 10,499,000	1.695	1.695	-	1.689	1.333	1.957
10,500,000 ～ 10,999,000	1.640	1.640	-	1.708	2.600	1.527
11,000,000 ～ 11,499,000	1.473	1.479	0.000	1.656	1.143	1.239
11,500,000 ～ 11,999,000	1.506	1.506	-	1.535	1.286	1.481
12,000,000 ～ 12,499,000	1.645	1.648	1.000	1.803	2.333	1.467
12,500,000 ～ 12,999,000	1.658	1.658	-	1.758	3.000	0.900
13,000,000 ～ 13,499,000	1.428	1.435	0.000	1.632	-	1.245
13,500,000 ～ 13,999,000	1.679	1.679	-	1.864	1.667	1.494
14,000,000 ～ 14,499,000	0.857	0.857	-	0.800	-	1.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.694	1.707	0.000	1.865	3.000	1.568
15,000,000 ～ 15,499,000	1.834	1.834	-	2.175	-	1.506
15,500,000 ～ 15,999,000	1.739	1.739	-	1.780	-	1.684
16,000,000 ～ 16,499,000	1.857	1.857	-	1.692	-	4.000
16,500,000 ～ 16,999,000	1.710	1.710	-	2.094	1.833	1.559
17,000,000 ～ 17,499,000	2.125	2.125	-	2.125	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	2.000	2.000	-	2.000	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	1.250	1.250	-	1.000	-	2.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.000	1.000	-	1.000	-	1.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
20,000,000 ～ 20,499,000	-	-	-	-	-	-
20,500,000 ～ 20,999,000	-	-	-	-	-	-
21,000,000 ～ 21,499,000	-	-	-	-	-	-
21,500,000 ～ 21,999,000	-	-	-	-	-	-
22,000,000 ～	-	-	-	-	-	-

(注)総報酬額は、標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは45～49歳の493,642円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約2.09倍である。また、45歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに1～9万円程度増加しているが、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向となっている。

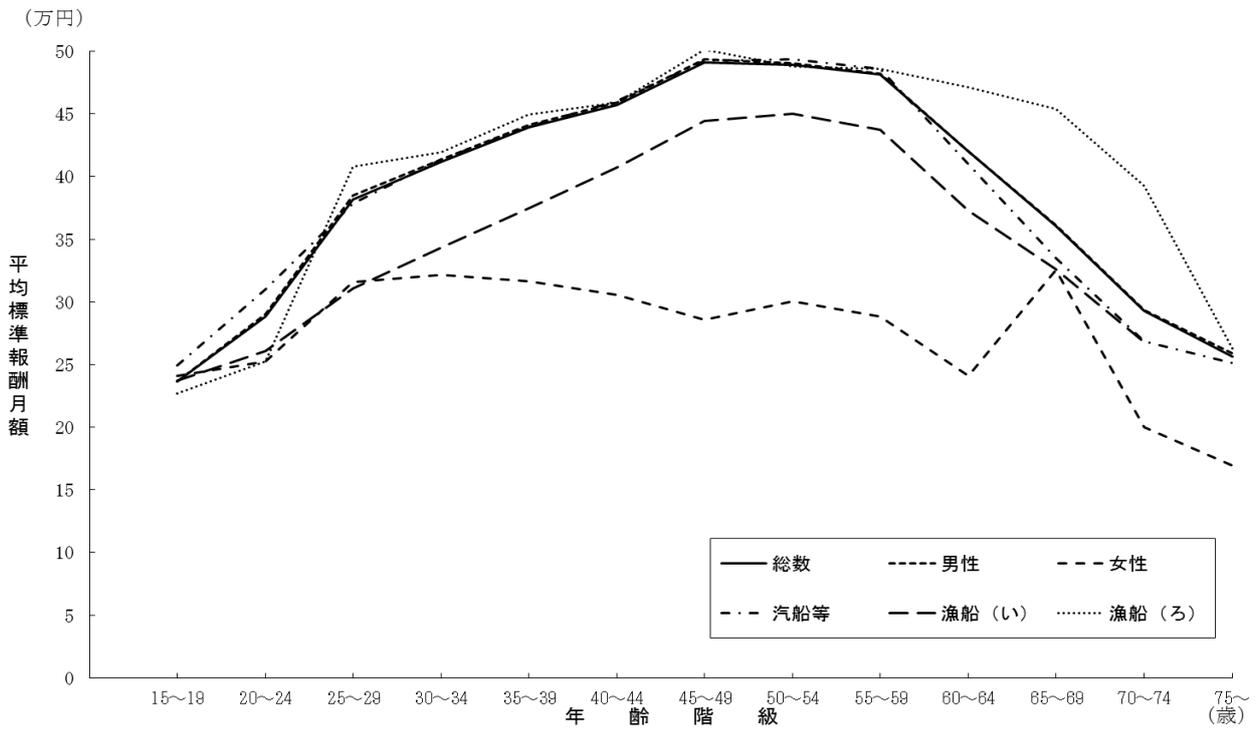
一方、女性の平均標準報酬月額は30～34歳と65～69歳でピークを迎え、30～34歳では321,383円、65～69歳では325,697円となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等及び漁船（い）がともに50～54歳で、それぞれ493,957円、450,000円となっており、漁船（ろ）が45～49歳の501,058円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	419,037	421,160	287,417	421,996	372,305	430,271
15～19歳	236,698	236,383	241,322	249,174	237,381	226,714
20～24	288,276	290,016	252,416	310,198	260,927	252,612
25～29	381,992	384,927	316,000	378,384	310,688	407,981
30～34	411,556	413,681	321,383	413,540	343,382	419,294
35～39	439,400	441,106	316,554	439,923	374,859	449,672
40～44	457,254	458,985	305,356	460,491	407,184	459,383
45～49	490,992	493,642	286,085	492,197	444,676	501,058
50～54	489,311	490,668	300,429	493,957	450,000	487,687
55～59	481,480	482,281	288,452	486,029	437,132	486,245
60～64	419,834	420,367	241,043	409,956	372,526	471,284
65～69	360,883	361,096	325,697	335,021	326,188	454,302
70～74	292,679	293,411	199,818	268,809	268,000	392,615
75歳以上	256,547	259,026	169,167	251,327	467,600	262,505

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは40～44歳の695,742円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約7.01倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額も山型をなしており、ピークは40～44歳の599,525円となっている。

また、船舶種別にみると、男性及び女性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳の872,099円、漁船(い)が60～64歳の972,904円、漁船(ろ)が40～44歳の154,368円となっている。

なお、漁船(ろ)については、大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する(表13参照)。

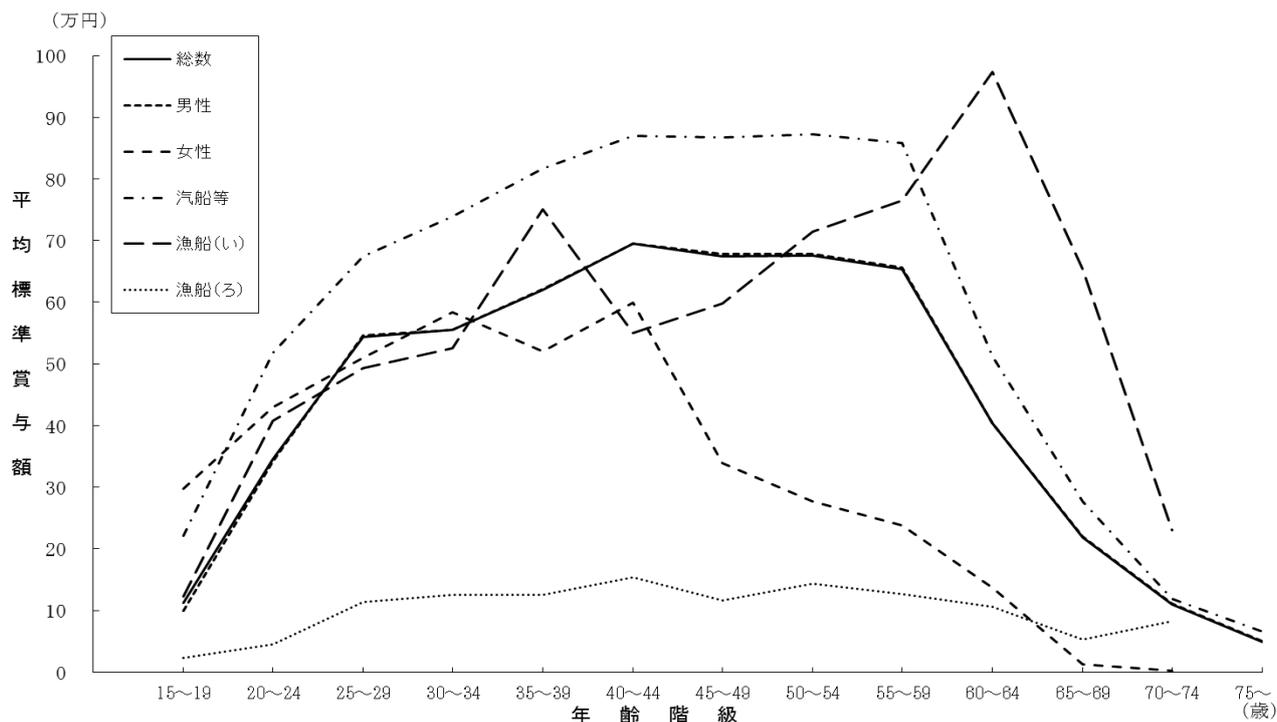
表10 年齢階級別平均標準賞与額(平成28年10月1日現在)

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	523,693	525,385	421,729	688,034	625,968	105,652
15～19歳	111,922	99,254	297,220	221,659	122,810	23,647
20～24	345,868	341,828	430,180	517,430	408,007	45,689
25～29	544,287	545,812	509,945	674,487	492,956	114,359
30～34	555,698	555,043	583,252	739,710	525,163	125,574
35～39	619,981	621,359	520,172	816,549	751,373	125,675
40～44	694,649	695,742	599,525	870,206	550,092	154,368
45～49	674,100	678,496	338,746	867,677	598,683	115,910
50～54	675,865	678,770	276,714	872,099	715,013	143,549
55～59	654,264	656,035	238,129	858,688	765,259	127,028
60～64	403,273	404,158	136,826	512,345	972,904	106,581
65～69	218,584	219,906	12,903	276,367	653,313	53,164
70～74	110,281	111,217	2,000	119,545	230,091	82,538
75歳以上	49,585	50,995	-	65,299	41,000	4,955

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.25ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは40～44歳の約1.519ヶ月分となっている。その後は概ね年齢の上昇とともに減少している。

男女別でみると、男性、女性ともに40～44歳でピークとなっており、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.516ヶ月分、女性が約1.963ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、40歳代前半までは女性の方が高いが、40歳代後半以降全ての年代で男性の方が高くなっている。

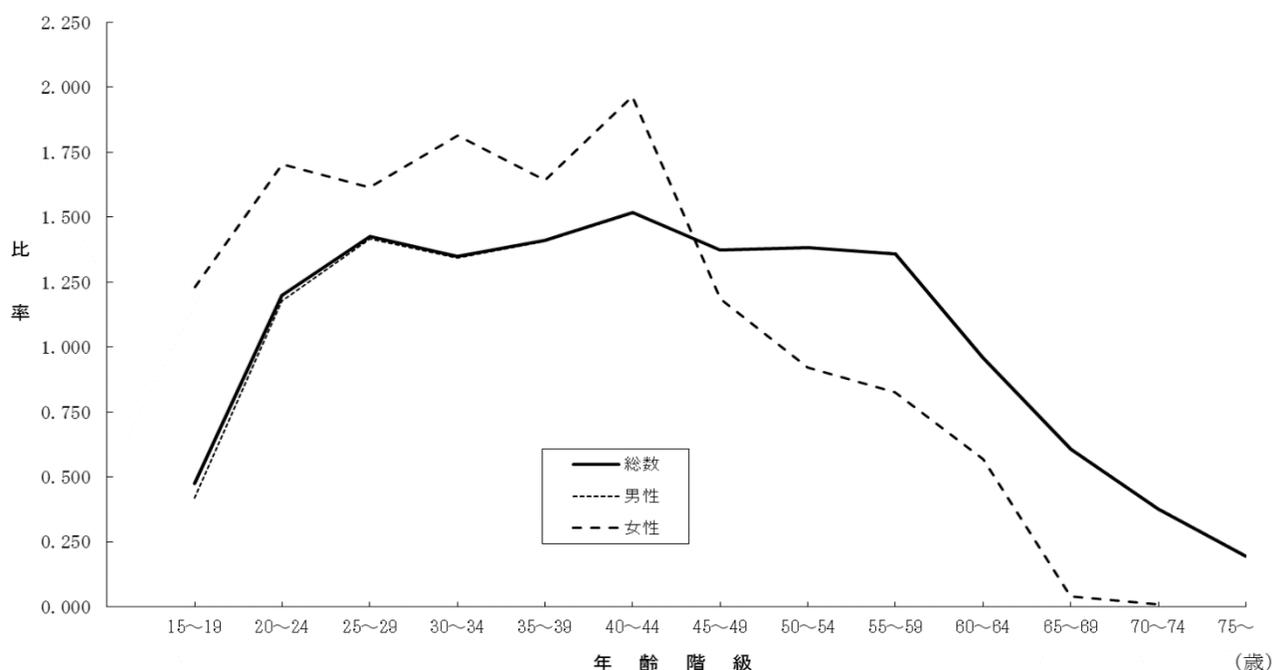
表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	419,037	421,160	287,417	523,693	525,385	421,729	1.250	1.247	1.467
15～19歳	236,698	236,383	241,322	111,922	99,254	297,220	0.473	0.420	1.232
20～24	288,276	290,016	252,416	345,868	341,828	430,180	1.200	1.179	1.704
25～29	381,992	384,927	316,000	544,287	545,812	509,945	1.425	1.418	1.614
30～34	411,556	413,681	321,383	555,698	555,043	583,252	1.350	1.342	1.815
35～39	439,400	441,106	316,554	619,981	621,359	520,172	1.411	1.409	1.643
40～44	457,254	458,985	305,356	694,649	695,742	599,525	1.519	1.516	1.963
45～49	490,992	493,642	286,085	674,100	678,496	338,746	1.373	1.374	1.184
50～54	489,311	490,668	300,429	675,865	678,770	276,714	1.381	1.383	0.921
55～59	481,480	482,281	288,452	654,264	656,035	238,129	1.359	1.360	0.826
60～64	419,834	420,367	241,043	403,273	404,158	136,826	0.961	0.961	0.568
65～69	360,883	361,096	325,697	218,584	219,906	12,903	0.606	0.609	0.040
70～74	292,679	293,411	199,818	110,281	111,217	2,000	0.377	0.379	0.010
75歳以上	256,547	259,026	169,167	49,585	50,995	-	0.193	0.197	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の6,593,304円となっている。女性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に2つの山があり、30～34歳、65～69歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

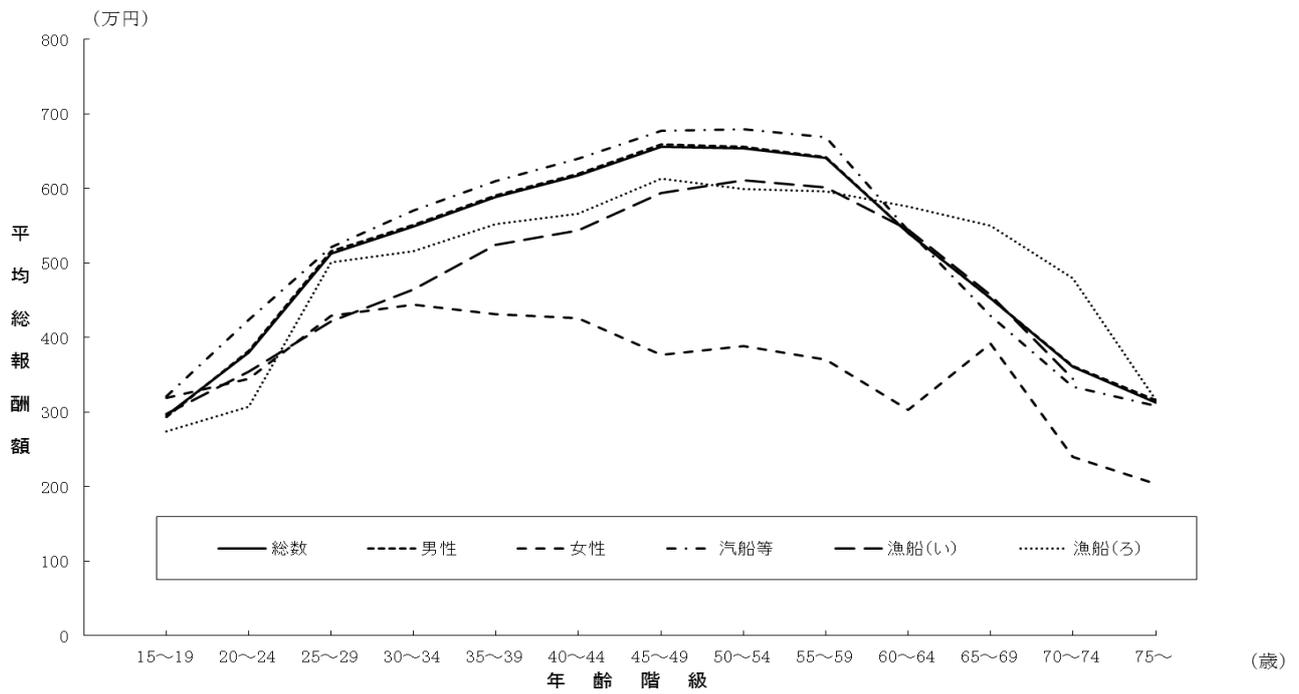
また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等及び漁船（い）がともに50～54歳で、それぞれ6,799,581円、6,115,013円となっており、漁船（ろ）が45～49歳の6,128,607円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成28年 10月 1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,532,492	5,559,374	3,866,247	5,751,986	5,093,631	5,268,906
15～19	2,951,810	2,935,391	3,193,085	3,211,751	2,971,381	2,744,218
20～24	3,803,263	3,820,331	3,451,558	4,239,802	3,539,132	3,077,038
25～29	5,123,573	5,160,343	4,296,871	5,215,096	4,221,206	5,010,127
30～34	5,490,072	5,514,813	4,439,850	5,702,193	4,645,747	5,157,102
35～39	5,886,251	5,908,123	4,310,815	6,095,621	5,249,683	5,521,738
40～44	6,175,996	6,197,784	4,263,797	6,396,093	5,436,299	5,666,963
45～49	6,557,267	6,593,304	3,771,761	6,774,046	5,934,793	6,128,607
50～54	6,538,881	6,557,964	3,881,857	6,799,581	6,115,013	5,995,791
55～59	6,415,381	6,426,642	3,699,548	6,691,038	6,010,844	5,961,967
60～64	5,400,119	5,407,186	3,029,348	5,431,814	5,443,212	5,761,990
65～69	4,523,341	4,526,976	3,920,485	4,296,619	4,567,563	5,504,784
70～74	3,603,623	3,613,110	2,399,636	3,345,249	3,446,091	4,793,923
75歳以上	3,128,037	3,159,187	2,030,000	3,081,223	5,652,200	3,155,009

（注）総報酬額は、標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成28年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると0.484と約半数の者が賞与を受けていない。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合が低いのは、25～29歳で0.390となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.886となっている。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.169となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で1.000となっている。

船舶種別にみると、汽船等は約3割、漁船（い）は約4割の者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）に至っては約9割の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.208、漁船（い）が60～64歳で0.237、漁船（ろ）が40～44歳で0.891となっており、逆に最も割合が高いのは、汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）のいずれも75歳以上で、汽船等が0.858、漁船（い）が0.800、漁船（ろ）が0.982となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.484	0.486	0.394	0.314	0.375	0.919
15～19歳	0.649	0.681	0.169	0.274	0.548	0.955
20～24	0.479	0.487	0.302	0.208	0.298	0.961
25～29	0.387	0.390	0.322	0.234	0.356	0.906
30～34	0.436	0.439	0.290	0.241	0.410	0.899
35～39	0.421	0.422	0.344	0.227	0.282	0.909
40～44	0.394	0.393	0.407	0.235	0.454	0.891
45～49	0.431	0.430	0.507	0.268	0.400	0.911
50～54	0.434	0.432	0.643	0.262	0.346	0.904
55～59	0.450	0.449	0.581	0.270	0.425	0.907
60～64	0.556	0.556	0.696	0.414	0.237	0.911
65～69	0.707	0.706	0.968	0.609	0.448	0.956
70～74	0.836	0.836	0.900	0.792	0.727	0.954
75歳以上	0.889	0.886	1.000	0.858	0.800	0.982

(注1) 平均標準賞与額の0円の割合は、平成28年10月1日現在の被保険者について、疾病任意継続被保険者を除いた平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間で算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後平成28年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で23.4%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多くなっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、60～74歳の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が19.1%、漁船（い）が20.6%、漁船（ろ）が35.4%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、全ての各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が1年未満の割合が高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成28年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	23.4	76.6	100.0	19.1	80.9
15～19歳	100.0	80.8	19.2	100.0	77.9	22.1
20～24	100.0	37.4	62.6	100.0	37.0	63.0
25～29	100.0	24.0	76.0	100.0	20.2	79.8
30～34	100.0	24.2	75.8	100.0	19.9	80.1
35～39	100.0	20.3	79.7	100.0	15.5	84.5
40～44	100.0	18.4	81.6	100.0	14.4	85.6
45～49	100.0	18.9	81.1	100.0	14.2	85.8
50～54	100.0	18.7	81.3	100.0	14.8	85.2
55～59	100.0	18.6	81.4	100.0	14.0	86.0
60～64	100.0	22.0	78.0	100.0	18.4	81.6
65～69	100.0	25.2	74.8	100.0	22.3	77.7
70～74	100.0	25.0	75.0	100.0	22.4	77.6
75歳以上	100.0	17.9	82.1	100.0	16.4	83.6
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	20.6	79.4	100.0	35.4	64.6
15～19歳	100.0	81.0	19.0	100.0	83.3	16.7
20～24	100.0	35.8	64.2	100.0	38.5	61.5
25～29	100.0	21.9	78.1	100.0	36.9	63.1
30～34	100.0	23.0	77.0	100.0	34.6	65.4
35～39	100.0	12.7	87.3	100.0	32.9	67.1
40～44	100.0	17.2	82.8	100.0	30.7	69.3
45～49	100.0	16.6	83.4	100.0	32.2	67.8
50～54	100.0	11.8	88.2	100.0	30.2	69.8
55～59	100.0	15.1	84.9	100.0	30.8	69.2
60～64	100.0	17.3	82.7	100.0	35.2	64.8
65～69	100.0	19.8	80.2	100.0	37.7	62.3
70～74	100.0	27.3	72.7	100.0	37.8	62.2
75歳以上	100.0	0.0	100.0	100.0	22.5	77.5

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、15～19歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなるが、75歳以上でわずかに増加する。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が最も大きくなっており、年齢階級別の状況は、汽船等については15～19歳で最小、65～69歳で最大、漁船（い）については45～49歳で最小、70～74歳で最大、漁船（ろ）については75歳以上で最小、15～19歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	398,650	425,249	1.067	364,716	435,485	1.194
15～19歳	228,013	273,191	1.198	248,046	253,163	1.021
20～24	288,202	288,320	1.000	298,151	317,259	1.064
25～29	384,378	381,239	0.992	347,451	386,204	1.112
30～34	425,323	407,156	0.957	381,497	421,503	1.105
35～39	457,465	434,791	0.950	408,476	445,678	1.091
40～44	451,039	458,651	1.017	421,429	467,053	1.108
45～49	489,330	491,380	1.004	453,489	498,586	1.099
50～54	471,781	493,355	1.046	435,167	504,151	1.159
55～59	459,395	486,521	1.059	428,669	495,364	1.156
60～64	410,988	422,330	1.028	361,205	420,985	1.165
65～69	371,464	357,321	0.962	296,199	346,147	1.169
70～74	322,261	282,809	0.878	253,796	273,138	1.076
75歳以上	279,718	251,485	0.899	237,538	254,023	1.069
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	318,513	386,274	1.213	455,867	416,214	0.913
15～19歳	234,118	251,250	1.073	212,804	295,927	1.391
20～24	235,185	275,258	1.170	275,799	238,113	0.863
25～29	292,857	315,680	1.078	463,152	375,755	0.811
30～34	323,707	349,270	1.079	496,643	378,334	0.762
35～39	357,222	377,419	1.057	522,225	414,131	0.793
40～44	385,667	411,667	1.067	507,907	437,901	0.862
45～49	439,167	445,769	1.015	549,813	477,922	0.869
50～54	428,889	452,815	1.056	525,365	471,383	0.897
55～59	393,750	444,844	1.130	505,623	477,625	0.945
60～64	278,593	392,186	1.408	490,159	461,050	0.941
65～69	294,105	334,104	1.136	497,495	428,161	0.861
70～74	183,333	299,750	1.635	461,512	350,663	0.760
75歳以上	-	467,600	-	370,640	231,070	0.623

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、55～59歳で最大となっている。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が最も大きくなっており、年齢階級別の状況は、汽船等については20～24歳で最小、55～59歳で最大、漁船（い）については25～29歳で最小、50～54歳で最大、漁船（ろ）については30～34歳で最小、65～69歳で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	93,263	657,246	7.047	148,327	815,136	5.496
15～19歳	57,189	343,915	6.014	117,855	588,593	4.994
20～24	107,645	488,550	4.539	168,876	721,729	4.274
25～29	114,887	679,379	5.913	160,542	804,406	5.011
30～34	127,471	692,681	5.434	168,273	881,710	5.240
35～39	128,921	744,975	5.779	183,914	932,331	5.069
40～44	122,809	822,159	6.695	186,753	985,020	5.274
45～49	96,409	806,964	8.370	168,755	983,039	5.825
50～54	97,282	809,516	8.321	169,559	993,915	5.862
55～59	83,782	785,118	9.371	150,701	973,908	6.463
60～64	79,094	501,981	6.347	133,338	598,091	4.486
65～69	42,168	282,961	6.710	70,886	335,257	4.730
70～74	20,990	142,864	6.806	32,247	144,719	4.488
75歳以上	8,896	58,361	6.560	13,173	75,489	5.731
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	66,269	771,316	11.639	21,435	151,902	7.087
15～19歳	50,235	431,250	8.585	12,566	78,780	6.269
20～24	92,963	583,392	6.276	7,794	69,387	8.902
25～29	118,429	597,824	5.048	30,542	163,317	5.347
30～34	34,220	672,088	19.640	80,484	149,452	1.857
35～39	51,556	852,960	16.544	68,913	153,481	2.227
40～44	48,467	654,597	13.506	33,057	208,072	6.294
45～49	57,625	706,000	12.252	5,377	168,363	31.313
50～54	18,111	807,933	44.610	5,136	203,441	39.610
55～59	46,625	893,017	19.153	8,971	179,544	20.014
60～64	108,037	1,153,922	10.681	11,919	157,910	13.248
65～69	74,947	796,026	10.621	1,067	84,693	79.354
70～74	0	316,375	-	4,480	130,069	29.035
75歳以上	-	41,000	-	0	6,395	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模10～19人が最も多く17.1%となっており、規模100人未満は82.2%である。適用区分別に被保険者の構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の19.4%、漁船（い）が規模30～49人の25.7%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.7%となっている。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模20～29人をピークとした山型をなしている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となる。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	1.097	419,037	523,693	100.0	1.145	421,996	688,034
1～4人	7.6	1.104	315,249	218,483	7.1	1.143	364,883	318,810
5～9	13.5	1.125	374,191	261,663	12.5	1.166	382,137	397,179
10～19	17.1	1.106	417,220	403,453	16.5	1.164	390,011	579,524
20～29	11.8	1.106	418,982	522,946	11.6	1.184	416,180	700,650
30～49	15.3	1.103	424,218	512,254	15.4	1.138	414,256	705,551
50～99	16.9	1.118	437,507	767,077	19.4	1.132	426,928	903,516
100～299	13.5	1.119	521,240	837,853	16.6	1.159	512,529	930,507
300～499	0.5	0.000	449,969	0	0.8	0.000	449,969	0
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	3.8	0.878	320,209
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.708	372,305	625,968	100.0	1.050	430,271	105,652
1～4人	6.6	0.657	246,407	288,046	9.9	1.065	231,667	35,195
5～9	7.4	0.867	327,333	358,908	18.2	1.066	362,540	25,794
10～19	11.4	0.930	335,838	802,265	21.7	1.005	473,096	48,752
20～29	4.4	1.099	475,775	950,338	14.7	0.953	422,722	163,689
30～49	25.7	0.646	364,014	600,557	16.2	1.095	457,574	40,672
50～99	21.2	0.823	352,887	897,835	12.6	1.113	492,715	220,802
100～299	23.3	0.455	447,857	440,056	6.8	1.111	599,327	417,781
300～499	-	-	-	-	-	-	-	-
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

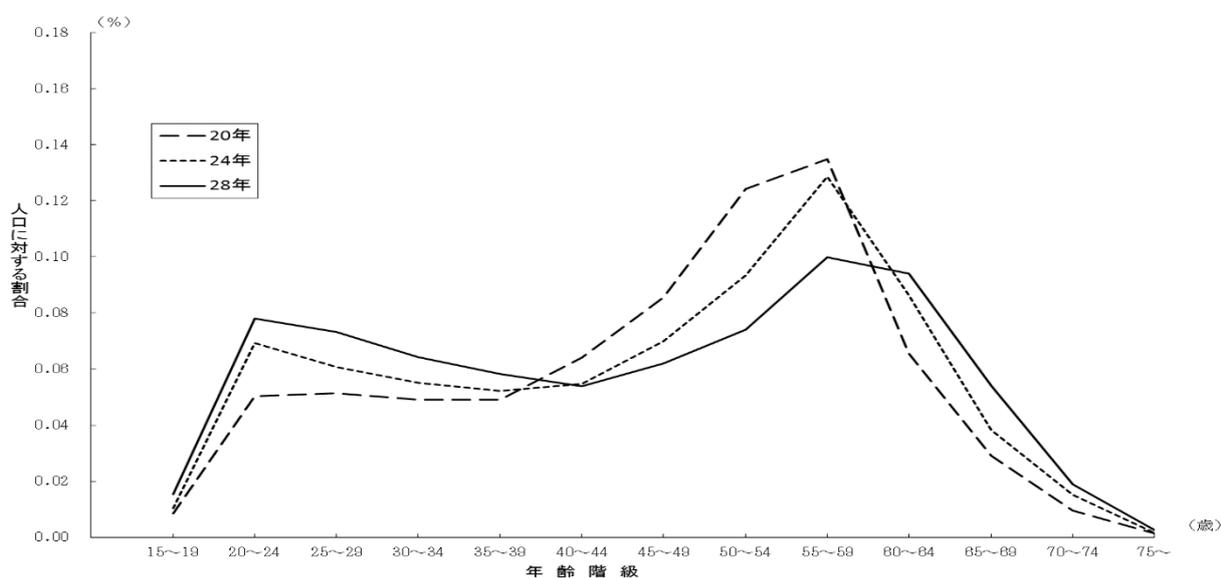
(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

1 3. 被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合は、平成20年から24年にかけては、30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。また、平成24年から28年にかけては、40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、平成20年から平成24年にかけては、男女計と同様に、30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。また、平成24年から28年にかけても、男女計と同様に、40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成20年から平成24年にかけては、20歳代前半から40歳代前半までは増加しており、その他の年齢階級では減少している。また、平成24年から平成28年にかけては、20歳代前半から40歳代後半までは若干減少がみられるものの概ね増加しており、その他の年齢階級では、50歳代から60歳代前半に減少しているのを除いて概ね横ばいとなっている。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

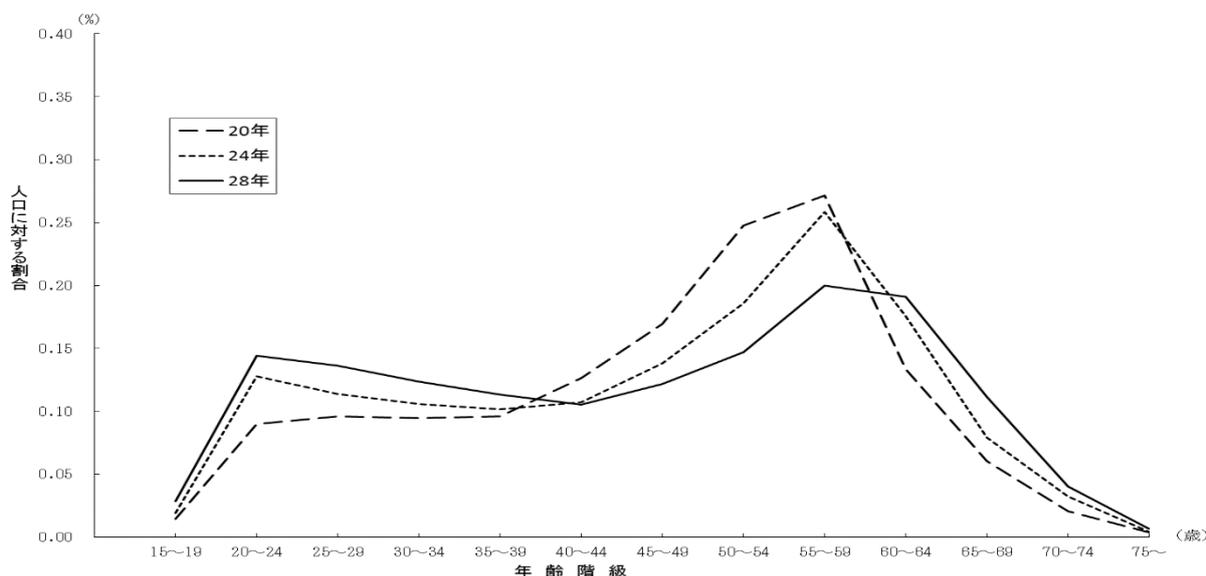


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

